

入札公告（電子入札）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月5日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至

1 調達内容

- (1) 件 名 姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務
- (2) 業務内容 建築設計業務委託特記仕様書のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結の翌日 から 令和5年3月17日（金）まで
- (4) 業務対象場所 姫路市北条1丁目83番地4、6
 - 敷地面積 2, 166. 76 m²のうちの一部
 - 構造・階数 (解体対象施設)
 - S造 地上1階
 - R C造 地上1階
 - 建物規模 建面積／延床面積 98. 96 m²／98. 96 m²
建面積／延床面積 46. 75 m²／46. 75 m²
- (5) 本業務は資料提出、入札等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省により、近畿地域における令和3・4年度「測量・建設コンサルタント等業務」に係る「B」又は「C」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。
 - ① 『一級建築士』の免許を有する者であること。
 - ② 5年以上の改修工事設計の実務経験相当の能力を有すること。
- (6) 近畿地域に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設事業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (9) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- (11) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (12) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (13) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先
〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F
兵庫労働局 総務部総務課会計第一係 担当 法田(ほうだ)
電話：078-367-9173 MAIL: houda-wakana.9q1@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書を上記3(1)の場所(閉庁日を除く)又は兵庫労働局ウェブページ上にて交付する。交付期間は別表-1のとおり。

(3) 競争参加資格確認関係書類の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 申請書及び資料は電子調達システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により紙入札方式による場合は、次の提出期限までに提出場所に郵送又は託送(書留郵便等、記録が残るものに限る)するものとし、持参又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

なお、申請書及び資料が3MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

(ア) 電子調達システム及び郵送等による提出期限：別表-1のとおり。

(イ) 提出場所：(1)の担当部局に同じ。

イ 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表-1のとおり。

電子調達システムにより提出すること。ただし紙入札方式による場合は(1)まで郵送又は託送(書留郵便等、記録が残るものに限る)すること。

イ 開札は別表－１のとおり。

なお、落札決定の日は開札の当日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定している。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

5 その他

（１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金はどちらも免除する。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（５）手続きにおける交渉の有無 無。

（６）契約書作成の要否 要。

（７）関連情報を入手するための照会窓口 上記 3（１）に同じ。

（８）本案件は提出資料、入札を電子調達システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

（９）競争への参加を希望する者は、「誓約書」（添付様式 6）及び「役員等名簿」（添付様式 7）を上記 3（３）の競争参加資格確認関係書類を提出する際に、併せて提出すること。

（10）担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

（11）詳細は入札説明書による。

別表－ 1

本業務における手続き期間等

電子調達システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで
就業時間 8時30分から17時15分まで

3 入札手続等（2）	入札説明書の交付期間及び受付期間	公告日（令和4年10月5日（水）） 令和4年10月20日（木）まで （電子調達システムの場合は電子調達システムの受付時間内、電子調達システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は17時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）
3 入札手続等（3）	競争参加資格確認関係書類の提出期限並びに提出場所及び方法 （審査基準日）	令和4年10月21日（金）まで （電子調達システムの場合は電子調達システムの受付時間内、郵送等の場合は就業時間内に限る。また、休日を除く。）
3 入札手続等（4）	入札の締切	令和4年10月21日（金）17時00分
	開札	令和4年10月24日（月）9時30分
	開札場所	神戸市中央区東川崎町1－1－3 神戸クリスタルタワー14階 総務課会議室

入 札 説 明 書

姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第一係 法田(ほうだ)宛

Mail: houda-wakana.9q1@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：「姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務」委託契約
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

入札説明書

姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 業務の概要

(1) 業務内容

本業務は、旧姫路森林管理署庁舎及び姫路労働基準監督署の車庫を解体し、姫路公共職業安定所の駐車場として整備するとともに、姫路労働基準監督署の車庫を新設するための工事設計業務を行うものである。

詳細は別添の建築設計業務委託特記仕様書による。

(2) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日 から 令和5年3月17日（金）まで

(3) 電子調達システム対象業務

本業務は、資料の提出等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたいものは、「電子調達案件の紙入札方式での参加について」（添付様式1）を提出すること。

以下、本入札説明書において紙入札方式による場合の記述は、全て上記の様式を発注者に提出したことを前提として行われるものである。

(4) その他

本業務の建築設計業務委託特記仕様書、契約書（案）は別添のとおりである。

2 入札参加者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 厚生労働省により、近畿地域における令和3・4年度「測量・建設コンサルタント等業務」に係る「B」又は「C」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 管理技術者（※）は一級建築士であること。
- (7) 管理技術者は、競争参加資格確認資料の提出者の組織に所属していること。
- (8) 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務（特定後又は入札後未契約の業務を含む。）が原則として3件以内であること。
- (9) 管理技術者は、5年以上の改修工事設計の実務経験相当の能力を有すること。
- (10) 主たる分担業務分野のうち清算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- (11) 建築分野、電気分野及び機械分野において、競争参加資格確認資料の提出者又は協力事務所が、他の競争参加資格確認資料の提出者の協力事務所となっていないこと。
- (12) 再委託先である協力事務所が近畿地域の測量・建設コンサルタント等業務等一般競争参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
- (13) 近畿地域に本店、支店又は営業所を有すること。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(15) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(16) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として厚生労働省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(17) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(18) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合にはこの限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(19) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

※ 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」第16条の定義による。

「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

分担業務分野の分類は下記による。なお、競争参加資格確認資料の提出においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合「新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等」（別記様式4）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項において示される「設計の種類」における「総合」に対応する工事設計

構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係わるもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「衛生設備」に係わるもの

3 担当部局

(1) 事業担当部局

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14F
 兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 梅谷
 電話：078-367-9176 電子メール：umetani-kazuhiko@mhlw.go.jp

(2) 契約担当部局

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14F
 兵庫労働局 総務部総務課会計第一係 担当 法田（ほうだ）
 電話：078-367-9173 電子メール：houda-wakana.9q1@mhlw.go.jp

4 競争参加資格確認資料の作成及び記載上の留意事項

(1) 競争参加資格確認資料の作成要領

競争参加資格確認資料の様式は、別記様式1～4（A4判）及び添付様式5～7（A4判）に示されるとおりとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び記載上の留意事項

(a) 管理技術者の経験及び能力（別記様式2）

管理技術者（別記様式2）について、下に従い記載する。

① 氏名

技術者の氏名を記載する。

② 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。

③ 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載する。

④ 保有資格等

技術者の保有する当該分野の資格及び当該分野での実務経験年数を記載する。

⑤ 手持業務の状況

提出日現在における手持ちの設計業務及び工事監理業務（特定後又は入札後未契約の業務を含む。）について、以下の項目を記載する。

・業務名

- ・発注者（再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。）
- ・受注形態（単独又は共同体のうちいずれかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を（ ）内に記載すること。）
- ・業務概要（対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）
- ・履行期間

(b) 協力事務所の名称等（別記様式3）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。）

(c) 新たな分担業務分野の追加（別記様式4）

競争参加資格確認資料の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、下記項目を様式に従い記入すること。

- ① 新たに追加する分担業務分野
- ② 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容
- ③ 分担業務分野を追加する理由
- ④ 主任担当技術者の経験及び能力

(a) の説明に同じ。「平成24年4月以降の当該分野における業務の実績」については、該当する業務のうち、最新のものを記載（3件以内）すること。

また、「施設等概要及び担当した分担業務分野の内容」には、当該施設概要及び業務内容を具体的に記載すること。

(3) その他提出資料

- (a) 資格審査結果通知書の写し
- (b) 「競争参加資格等に係る申立書」（添付様式5）
- (c) 「誓約書」（添付様式6）
- (d) 「役員等名簿」（添付様式7）
- (e) 必要に応じて「委任状」（添付様式3）
- (f) 紙入札方式による場合は、（添付様式1）

(4) 競争参加資格確認資料の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）は無効とすることがある。

5 競争参加資格確認資料の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし紙入札方式による場合は3 (2) まで1部を郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。受領期限までに必着のこと。）もしくは電子メールで提出すること。ただし、電子メールの場合は、着信を確認すること。なお、電子メールで提出する場合は以下による。これ以外での提出は無効とする。

・使用可能なソフトは以下のとおり。

① Microsoft Office Word

- ・ファイル総量は1MB以内とすること。
- ・プリントアウト時にA4判で規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお送信された書類のプリントアウトは白黒印刷で、複製を作成する場合は白黒複写で行う。

(2) 提出先

3 (2) に同じ

(3) 提出期限

別表－1 のとおり。

6 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、「質問書」（添付様式8）を郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は電子メールによること。郵送又は電子メール後に到着又は着信を確認すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記するものとする。

ア 質問の受付担当部局

3 (2) に同じ。

イ 質問の受付期間

別表－1 のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から3日（ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）以内（ただし回答期限は別表－1 のとおり）に電子調達システムにより行う。ただし、紙入札方式による場合は、質問者に対して電子メールにより行うほか、質問者以外の全ての参加者に対して電子メールにより送付する。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者として指名されなかった者に対しては、その旨と理由を電子調達シス

テムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面をもって、支出負担行為担当官から通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に電子調達システムにより、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた者に対する理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面(様式自由)を郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)、電子メール(到着又は着信を確認すること。)によること。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、電子調達システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所

3(2)の担当部局に同じ。

イ 受付時間

9時00分から17時00分まで。

8 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払の原因となる契約のうち落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。
- (2) 上記において、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

9 入札、開札の日時及び場所

(1) 締切日時

ア 電子調達システムによる場合 別表-1のとおり。

イ 紙入札方式により郵送する場合 前記アに同じ(必着)

(2) 入札場所 別表-1のとおり。

(3) 開札日時 別表-1のとおり。

10 入札方法等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

紙入札方式による場合、本来入札書は持参が原則であり、郵送による提出は認めていないが、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、郵送での受付を認める。但し、提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、上記3(2)の担当者あて電話で受領確認をすること。

紙入札方式による場合、「入札書(紙入札方式)」(添付様式2)を使用することとし、任意の封筒に入れ封緘すること。

封皮には、**黒書**にて氏名(法人の場合はその名称)、宛名(支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長殿と記載)、**朱書**にて「令和4年10月24日開札 姫路労基署 及び安定所駐車場整備工事設計業務 入札書在中」と記載すること。

また、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (4) 通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。また、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。
- (5) 入札参加申請手続後に辞退する場合は、電話連絡のうえ、電子調達システム上にて辞退手続を行うこと。ただし、紙入札方式による場合、「辞退届」(添付様式4)を提出すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式の場合であっても、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、原則、立ち合いは不要とする。

再度入札を行うこととなった場合で、再度入札用として第2回目以降の入札書の提出がなかった紙入札方式による入札参加者は、再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

13 入札の無効

手続開始の公示に示した競争参加資格に必要な要件のない者のした入札、競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札の時ににおいて指名停止を受けている者、その他開札の時ににおいて上記2に掲げる資格のない者は、競争参加資格に必要な要件のない者に該当する。

14 手続きにおける交渉の有無

無。

15 契約書作成の要否等

要。別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

16 支払い条件

本業務の支払条件は下記のとおりとする。

(1) 前金払 無

(2) 部分払 無

前金払及び部分払いはしない。

17 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) 及び (2) に同じ。

18 その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 2 (2) に掲げる認定を受けていない者も競争参加資格確認資料を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、入札時ににおいて当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 本業務を受注した建設コンサルタント（再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の１００分の５０を超える株式を保有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(４) 競争参加資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(５) 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、競争参加資格確認資料を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(６) 競争参加資格確認資料の提出後において、原則として競争参加資格確認資料に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない、ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(７) 本件入札において提出した資料等については、「情報公開法」による開示等の対象となる場合がある。

また、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付 財計第 2 0 1 7 号）」に基づく競争入札に係る情報（落札者名、業務委託料等）の公表を兵庫労働局ウェブページにて行う。

(８) 電子調達システムの操作方法や障害発生時の問い合わせ先は下記のとおり。

- ・ ヘルプデスク 0 5 7 0 - 0 1 4 - 8 8 9（ナビダイヤル）
0 1 7 - 7 3 1 - 3 1 7 7（IP 電話等を利用の場合）
受付時間 平日 8 時 3 0 分～1 8 時 3 0 分
- ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

別表－１

本業務委託契約における手続き期間等

電子調達システムによる受付時間

９時００分から１７時００分まで

就業時間

８時３０分から１７時１５分まで

１ 業務の概要 (３)	紙入札方式の申請の 受付期間	令和４年１０月５日（水）から 令和４年１０月２０日（木）まで （就業時間内に限る。また、土曜日、 日曜日及び祝日等（行政機関の休日 に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機 関の休日（以下「休日」という。）は 除く。）
５ 競争参加資格確 認資料の提出方法、 提出先及び提出期限 (３)	申請書及び資料の受 付期限（審査基準日）	令和４年１０月２１日（金）まで （電子調達システムの場合は電子調 達システムの受付時間内、紙入札に よる場合は就業時間内に限る。また、 休日を除く）
６ 説明書の内容に ついての質問の受付 及び回答 (１)	申請書及び資料の提 出に対する質問の受 領期限	令和４年１０月５日（水）から 令和４年１０月１７日（月）まで （電子調達システムの場合は電子調 達システムの受付時間内、紙入札に よる場合は就業時間内に限る。また、 休日を除く）
	申請書及び資料の提 出に対する質問の回 答期限	令和４年１０月２０日（木）まで
９ 入札、開札の日 時及び場所	入札の締切	令和４年１０月２１日（金） １７時００分
	開札	令和４年１０月２４日（月） ９時３０分
	開札場所	神戸市中央区東川崎町１－１－３ 神戸クリスタルタワー１４階 総務課会議室

◎ 様式等

- ・ 別記様式 1 競争参加資格確認資料
 - ・ 別記様式 2 管理技術者の経歴等
 - ・ 別記様式 3 協力事務所の名称等
 - ・ 別記様式 4 新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等
-
- ・ 添付様式 1 電子調達案件の紙入札方式での参加について
 - ・ 添付様式 2 入札書（紙入札方式）
 - ・ 添付様式 3 委任状
 - ・ 添付様式 4 辞退届
 - ・ 添付様式 5 競争参加資格等に係る申立書
 - ・ 添付様式 6 誓約書
 - ・ 添付様式 7 役員等名簿
 - ・ 添付様式 8 質問書

(別記様式1)

競争参加資格確認資料

(業務名) 姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務

標記業務について競争参加資格確認資料を提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至 殿

(提出者) 住所			
電話番号			
提出者名			
代表者	役職名		氏名
(作成者) 担当部署			
氏名			
F A X			
E-mail			

注) 電子調達システムで入札参加をする場合であって、特段の事情により競争参加資格等
確認関係書類を電子データ化することができない場合は、MS-WORD (MS-WORD2010以下)
で作成し、電子調達システムの手順に従い提出すること。
本処理を怠った場合、同システムでの入札ができなくなるので注意すること。

(別記様式1 添付書類)

1. 入札説明書2(2)の資格審査結果通知書の写し
2. 競争参加資格等に係る申立書(添付様式5)
3. 別記様式2及び別記様式3に記載した技術者の資格を証明する書類(一級建築士免許証及び健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等の写しを添付)
※入札説明書2の(6)～(9)に定める要件を満たすことがわかる箇所を提出すること。
4. 入札説明書4(3)の「誓約書」(添付様式6)
5. 入札説明書4(3)の「役員等名簿」(添付様式7)
6. 紙入札方式による場合は、「電子調達案件の紙入札方式での参加について」(添付様式1)
7. その他 必要に応じ「委任状」(添付様式3)

※ 提出部数 各1部

(別記様式2)

管理技術者の経歴等

①氏名 ○○ ○○		②生年月日 ○年○月○日 (○ 才)			
③所属・役職 ○○○○設計事務所 ○○○○					
④保有資格等 実務経験年数 (○) 年 ・ ○級建築士 (登録番号: ○○) (取得年月日: ○年○月○日) ・ () (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)					
⑤平成○年○月以降の公共建築工事標準仕様書を適用した工事又は準ずる仕様書を適用した工事の改修工事設計又は工事監理の実績					
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要		施設完成 年月
業務 (有 無 コード)	()	・ 単独 ・ 共同体 ()	・ 適用 ・ 準ずる		
⑥手持業務の状況 (提出日現在の手持の改修工事設計又は工事監理業務)					
合計 () 件					
業務名	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間	
○○○○○○○○○○○○○○○○ 建築工事設計又は監理業務	()	・ 単独 ・ 共同体 ()	事務庁舎、RC-3, ○○㎡ (○○○○○○○として従事 ()		
	()	・ 単独 ・ 共同体 ()	(として従事)		
	()	・ 単独 ・ 共同体 ()	(として従事)		

(別記様式3)

協力事務所の名称等

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

(別記様式4)

新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等

新たに追加する分担業務分野					
新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容					
分担業務分野を追加する理由					
主任担当技術者		①氏名 ○○ ○○		②生年月日 ○年○月○日 (○ 才)	
③所属・役職 ○○○○設計事務所 ○○○○					
④保有資格等 実務経験年数(○)年					
・() (登録番号:○○○○○) (取得年月日:○年○月○日)					
・() (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)					
⑤平成○年○月以降の公共建築工事標準仕様書を適用した工事又は準ずる仕様書を適用した工事の改修工事設計又は工事監理の実績					
業務名 (PUBDIS登録の有無)		発注者 (事業主)		受注形態	
業務(有 無 コード)		()		・単独 ・共同体 ()	
				・適用 ・準ずる	
⑥手持業務の状況 (提出日現在の手持の改修工事設計又は工事監理業務)					
合計() 件					
業務名		発注者(事業主)		受注形態	
○○○○○○○○○○○○○○○ 建築工事設計又は監理業務		()		・単独 ・共同体 ()	
		()		・単独 ・共同体 ()	
		()		・単独 ・共同体 ()	
		()		・単独 ・共同体 ()	

(添付様式1)

電子調達案件の紙入札方式での参加について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 件 名 姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

(添付様式2)

入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至 殿

住 所
事 業 所 名
代表者役職氏名
又は代理人氏名

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり提出します。

件 名 姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務

入札金額（総価格） _____
（消費税および地方消費税は含まない）

電子くじ番号
（3ケタ）

--	--	--

※契約価格については、入札書に記載された金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て）とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（業務委託料）の110分の100に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ）を入札書に記載すること。

※入札金額は算用数字で、数字の頭には¥（エンマーク）を、末尾には、－（ピリオドハイフン）を記載すること。

※電子くじ番号は、3ケタの数字を記入すること。記入がない場合は任意の番号を割当てることとし、異議は受け付けないものとする。

(添付様式3)

委 任 状

私儀

今般 _____を代理人と定め、次の入札及び見積に
関する一切の権限を委任します。

記

入札件名 姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至 殿

住 所

名 称

氏 名

代理人による入札にかかる留意事項

代理人をもって入札書の作成を行う場合には、下記により委任状を作成のうえ、入札書の提出期限までに提出してください。

記

1. 入札書の作成を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合。

(1) 委任状の委任者名はその法人の代表者名とし、代理人は入札を行う者です。

(2) 入札書の入札者は上記代理人です。

2. 入札書の作成を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合。

(1) 委任状は、

①法人の代表者から、支店又は営業所等の長への1通。

②支店又は営業所等の長から入札書の作成を行う代理人への1通
の、計2通作成してください。

ア. 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所等の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者はその法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所等の長です。

イ. 同一法人の支店又は営業所等の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所等の長とし、代理人は入札を行う者です。

(2) 入札書の入札者は上記(1)イ.の代理人です。

3. 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができません。

(添付様式4)

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至 殿

所在地

事業所名

代表者名

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務

(添付様式5)

競争参加資格等に係る申立書

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込み也没有ありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至 殿

(添付様式6)

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1から3までのいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記（1）から（3）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は、余白に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿（様式7）を添付すること。

(添付様式7)

役 員 等 名 簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

個人の場合は、本様式の提出は要しない。

(添付様式8)

質 問 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至 殿

住 所
事 業 所 名
代表者役職氏名

下記入札案件について、質問がありますので質問書を提出します。

記

件 名	姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務
質問事項	(質問事項を具体的に記入する)

※ 任意の様式でも可。代表者等の押印は不要

建築設計業務委託特記仕様書

兵庫労働局

I 業務概要

1 業務名称 姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 姫路労働基準監督署、姫路公共職業安定所（旧姫路森林事務所）
- (2) 敷地の場所 姫路市北条1丁目83番地4、6
- (3) 施設用途 平成31年国土交通省告示第九十八号別添二 第四号 第1類

3 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「■」印が付いたものを適用する。

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地面積 2, 166.76㎡のうちの一部
- イ 用途地域及び地区の指定
 - 用途地域 第二種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
 - 防火地域 第22条指定区域内

(2) 施設の条件

ア 庁舎の概要（解体及び整備対象）

(ア) 庁舎・宿舍（旧姫路森林事務所）

- 敷地面積 319.52㎡
- 建面積 98.96㎡
- 延床面積 98.96㎡
- 主要構造 S造（軽量鉄骨造）
- 階数 1階
- 建築年 昭和54年3月

(イ) 車庫（姫路労働基準監督署）

- 敷地面積 1,847.24㎡のうちの一部
- 建面積 46.75㎡
- 延床面積 46.75㎡
- 主要構造 RC造
- 階数 1階
- 建築年 昭和56年2月

イ 改修内容（概要）及び業務内容

本業務は、旧姫路森林事務所庁舎及び姫路労働基準監督署の車庫を解体し、土地2,166.76㎡のうち東側の一部（約560㎡）を姫路公共職業安定所の駐車場として整備するとともに、姫路労働基準監督署の車庫を新設するための工事設計業務を行うものである。

解体、新設、整備に関して、国及び地方公共団体への必要な届出の全てを特記仕様書に明記しておくこと。

（ア）旧姫路森林事務所庁舎・宿舍等を解体撤去する。

- a. 建物基礎等の全て撤去。給排水管、ガス管等も閉塞の上、撤去。その他付属施設も全て撤去。但し、囲障は一部撤去、一部残置。
- b. 建物の図面は、添付の平面図のみで、建築・電気・機械・外構図面なし。
解体設計数量に必要な図面は調査実測の上作成すること。
- c. 建物の解体設計時に、石綿含有材料みなし調査を行い、設計図書に石綿調査箇所を明記のこと。
- d. 建物のPCB調査は平成29年8月に、石綿含有調査（目視）は平成29年8月及び平成30年3月にそれぞれ実施済み。PCB使用は認められていないが、石綿に関しては含有の可能性がある建材が報告されている。

（イ）姫路労働基準監督署のうち既設車庫を解体撤去し、隣地に新設する。

- a. 平成29年に当該車庫並びに外構の撤去及び新設計画がなされ、かかる設計が実施された。その設計図が添付している「姫路労働基準監督署駐車場改修工事設計図」である。

今回委託する「姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務」は、その設計図の一部を変更し、（ア）旧姫路森林事務所庁舎・宿舍の解体撤去と（ウ）駐車場整備を加えた設計図とすること。

また、「姫路労働基準監督署駐車場改修工事設計図」の積算資料を契約後提供するので、一部変更の上（ア）（ウ）を加え、再度積算を行うこと。

- b. 平成30年11月に解体予定車庫の石綿含有調査を実施、外装材に石綿含有が報告されている。
- c. 平成27年12月に、既設車庫周辺の土壌汚染調査を実施。微量の鉛と砒素が検出されており、開発にあたっては、姫路市との協議及び届出等が必要となるため、係る業務も設計業務に含めておくこと。
- d. 「姫路労働基準監督署駐車場改修工事設計図」では、新設車庫の延床面積が47.60㎡となっているが、既設の延床面積の46.75㎡を超えない（小さくする）よう設計変更すること。

なお、平成29年9月に姫路市あてに建築基準法第18条第2項の規定による計画通知済みだが、新設車庫の延べ面積を変更するにあたって、姫路市あてに変更計画通知を行うこと。場合によっては、年経過により再提出の可能性もあることに留意しておくこと。

（ウ）姫路公共職業安定所の駐車場として整備する。

- a. 計画区画の駐車場整備は、囲障、縁石、区画線、車止め、門、安全ガード、外灯、銘板などを当局と協議し仕様書を作成のこと。
- b. 駐車台数は要協議。

(エ) その他

積算内訳（工事費内訳書）は、次の項目に分けておくこと。

- ① 旧姫路森林事務所庁舎・宿舍等の解体撤去
- ② 姫路労働基準監督署のうち車庫の解体撤去及び外構等撤去
- ③ 姫路労働基準監督署のうち車庫の新設及び外構整備
- ④ 駐車場整備

(3) 工事の条件

工期（予定）	6か月
	庁舎利用者等の安全及び利用に支障がある作業は、閉庁日（土曜・日曜・祝日）に行う。
工事名	姫路労基署及び安定所駐車場整備工事
事業費	目標額は基本設計打ち合わせ時に調整する。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（以下、「共通仕様書」という。）による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

■ 積算業務

- 建築積算 （積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算 （積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- 機械設備積算 （積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）

☐透視図作成

〔種類（ ） 判の大きさ（ ） 枚数（ ） 額の有無（ ） 材質（ ）〕

☐透視図の写真撮影

〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ）電子データ（ ）〕

☐模型製作

〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕

☐模型の写真撮影

〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ）電子データ（ ）〕

☐計画通知又は確認申請に関する手続業務（必要な図書の作成及び手数料の納付は含まない）

☐関係法令等に基づく各種申請手続業務

（標識看板の作成、設置報告書等の届出）

☐防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務

☐リサイクル計画書の作成

■概略工事工程表の作成

☐営繕事業広報ポスターの作成

☐災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）

☐省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成

☐建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続業務（手数料の納付は含まない）

☐建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続業務

☐建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成

☐官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCC02を求める場合）

☐住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

☐日影図の作成

☐環境保全性に関する検討・評価資料の作成

☐LCEMツールによる空調システムの評価

■営繕工事特記仕様書の作成

■設計に関する質疑等においての当局への協力・助言

2 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

エ 調査職員の指示により、「企画書対応確認書」を用いて、作成した成果物が企画書の内容に対応していることを確認のうえ、成果物を調査職員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

ア 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 木造計画・設計基準
- 木造計画・設計基準の資料
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 建築設計業務等電子納品要領
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル
- 建築物解体工事共通仕様書
- 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン
-

イ 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図

- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料

☐

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

☐

エ 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き

☐空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

☐

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

☐

（３）提出書類

業務実績情報の登録の要否

☐要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。
 なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

■不要

（４）業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成24年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績、平成24年4月1日以降に契約履行が完了した国等発注の業務実績及び手持業務の状況

イ 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成24年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績、平成24年4月1日以降に契約履行が完了した国土交通省等発注の業務実績及び手持業務の状況

ウ 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、平成24年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（担当技術者を配置する場合）

エ 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）

ただし、主たる分担業務分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。

オ 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成24年4月1日以降に契約履行が完了した当該分野における業務の実績、手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

注）「平成24年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

① 平成24年4月1日以降に契約履行が完了した施設の設計業務実績

② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

③ 次を満たす施設の設計業務実績

(ア) 同種業務の実績における対象施設は、業務施設の改修とする。

(イ) 類似業務の実績における対象施設は、教育施設及び専門的教育・研究施設の改修とする。

カ 公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針

（5）調査職員の権限内容

ア 総括調査員は、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項）に規定する契約担当官等をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う。

イ 主任調査員は、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、契約図書の記

載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う。

ウ 調査員は、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う。

エ 総括調査員が置かれていない場合における主任調査員は総括調査業務を、総括調査員及び主任調査員が置かれていない場合の調査員は総括調査業務及び主任調査業務を、調査員が置かれていない場合の主任調査員は一般調査業務をそれぞれあわせて担当する。

(6) 管理技術者の資格要件

☐設計業務説明書による

技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

■下記による

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者を適切に配置した体制とする。

ア 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

■建築士法（昭和25年法律第202号以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士

☐建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

■下記の実務経験を有すること

☐18年以上

☐13年以上

☐8年以上

■5年以上

☐管理技術者は、総合分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

(7) 資料の貸与及び返却

ア 既存設計図書等

■既存建築物設計図書一式

■既存工作物設計図書一式

イ 既存資料

☐ 既存敷地調査資料（柱状図）

☐

ウ 貸与品等及び返却

貸与場所（ 兵庫労働局総務部総務課 ） 貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（ 兵庫労働局総務部総務課 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

（８）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 調査職員または管理技術者が必要と認めた時

ウ 発注者、関連機関等との協議が必要となった時

エ その他（ 毎月１回、進捗状況の報告を行う定例会を開催すること。 ）

（９）成果物等の情報の適正な管理

ア 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理すること。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる、また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

（ア）Ⅱ３に規定する成果物（未完成の成果物を含む。）

（イ）その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

① 発注者の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

② 業務の履行のための協力事務所等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、Ⅱ２（７）ウにより発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取り扱いに注意する。

イ 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたとき又は生じたおそれが認められた場合は速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

ウ 上記ア及びイの規定は、契約終了後も対象とする。

エ 上記ア、イ及びウの規定は、協力者等に対しても対象とする。

（１０）その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分の範囲 (なし)

□指定部分の履行期限 ()

イ 成果物の提出場所 (兵庫労働局総務部総務課)

ウ 成果物の取り扱いについて

提出されたCAD及びPDFデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

① 写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

(ア) 写真を公表すること。

(イ) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

オ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

② ①により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

④ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(11) その他

ア 道路や近隣住宅地、庁舎の他の入居者との調整、工事の際の施工方法、施工手順等について周囲に影響を与えないよう十分検討し、計画すること。

イ 本件改修の内容を参考に、現地を調査のうえ、関係法令に照らし合わせ適宜監督職員及び労働局総務部総務課会計4係担当職員(以下「担当職員」という。)に対し不足箇所、追加すべき改修箇所を提示すること。

ウ 本特記仕様書に定めのないことは監督職員及び担当職員と協議のうえ決定する。

3 成果物、提出部数等

(1) 成果物として、管理技術者が責任をもって内容を確認した設計図及び積算関係資料を下記の時期までに提出すること。

設計図面及び積算資料の提出

提出期限 令和 5年 3月 17日(金)

提出形式 a. 紙媒体 A4 ファイル 1 部

- ①業務計画書（業務着手時に提出する）
- ②業務工程表（業務着手時に提出する）
- ③現地調査表
- ④積算結果（根拠資料不要）
- ⑤工事工程概略表

b. 実施設計図面 製本 A4 版（A3 版を 2 ツ折） 3 部

- ①表紙
- ②図面リスト
- ③特記仕様書
- ④機器仕様書
- ⑤案内配置図・建物配置図
- ⑥凡例・対象数量表
- ⑦平面図（各階）
- ⑧立面図（各面）
- ⑨その他図面

c. CD-R 2 部（うち 1 部は b. のみ保存）

上記 a. 及び b. の全ファイルを 1 枚の CD-R に全て保存すること。

なお、a. ④積算結果はエクセルファイル、b. は CAD 及び PDF データとすること。

- (2) 実施設計内容の発注者への説明等 ☒ 要 ☐ 否

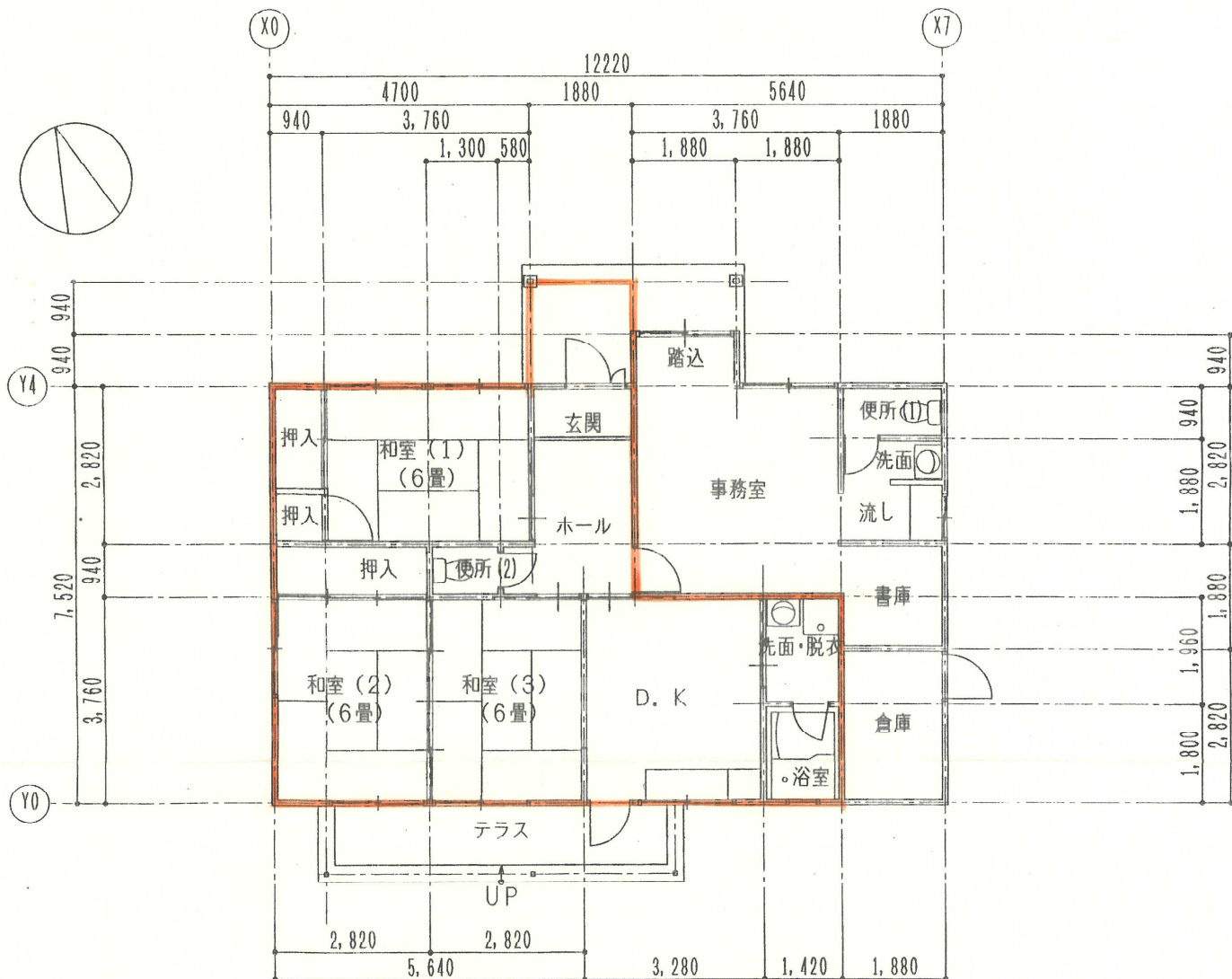
提出時、発注者に実施設計図書、積算資料の内容について説明を行うこと。

4 その他

- (1) 現地調査をするときは、事前に監督職員に連絡を入れ、調査のための庁舎内立ち入りに
ついて許可を得ること。また調査の際には身分を証明できるものを携行すること。
- (2) 設計図には原則として、材料の商品名、製造会社名を記入しないこと。
- (3) その他詳細については監督職員及び担当職員の指示によること。

III 留意事項

- (1) 請求書の宛名は「官署支出官 兵庫労働局長」とすること。
- (2) 請求書には受注者の社名及び代表者の職名並びに氏名を記載すること。
- (3) 契約事業者への支払いは、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に対価を支払
うものとし、支払方法は契約事業者が指定する金融機関口座への振り込みとする。
- (4) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取す
る場合がある。



改修 平面図 S=1:100

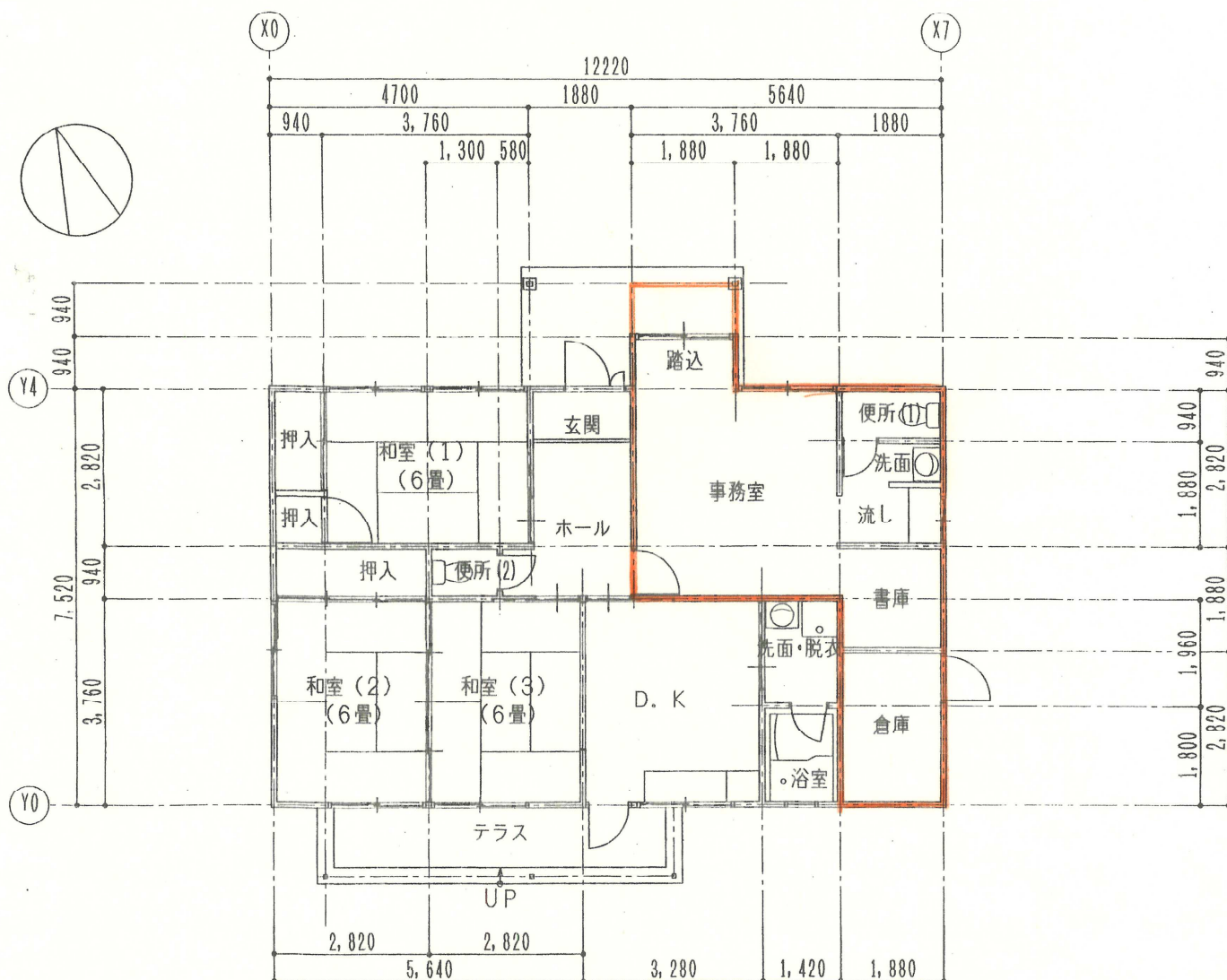
口座名	兵庫森林管理署			索引番号	12-291	図面番号	126
所 在	兵庫県姫路市北条1丁目83番地			図面の名称	平面図	縮 尺 1/100	
建物番号	126	建物の名称	姫路森林事務所 居住部公務員宿舎		調 製 年月日	17. 4. 28	
建面積	67.15㎡	延面積	67.15㎡		調 整 官職又は資格 氏 名		
構 造	軽量鉄骨ブレース造・パネル組立工法 平屋建 片面カラー鉄板						

名称 姫路森林管理署 建築工事

図名 平面図 (現況・改修)

縮尺 S=1:100

図番



改修 平面図 S=1:100

口座名	兵庫森林管理署			索引番号	12-291	図面番号	126
所在	兵庫県姫路市北条1丁目83番地				平面図	縮尺	1/100
建物番号	126	建物の名称	姫路森林事務所	調製年月日	17. 4. 28		
建面積	31.81㎡	延面積	31.81㎡	調官職又は資格			
構造	軽量鉄骨ブレース造・パネル組立工法 平屋建 片面カラー鉄板			調整者氏名			

名称 姫路森林管理署 建築工事

図名 平面図 (現況・改修)
縮尺 S=1:100

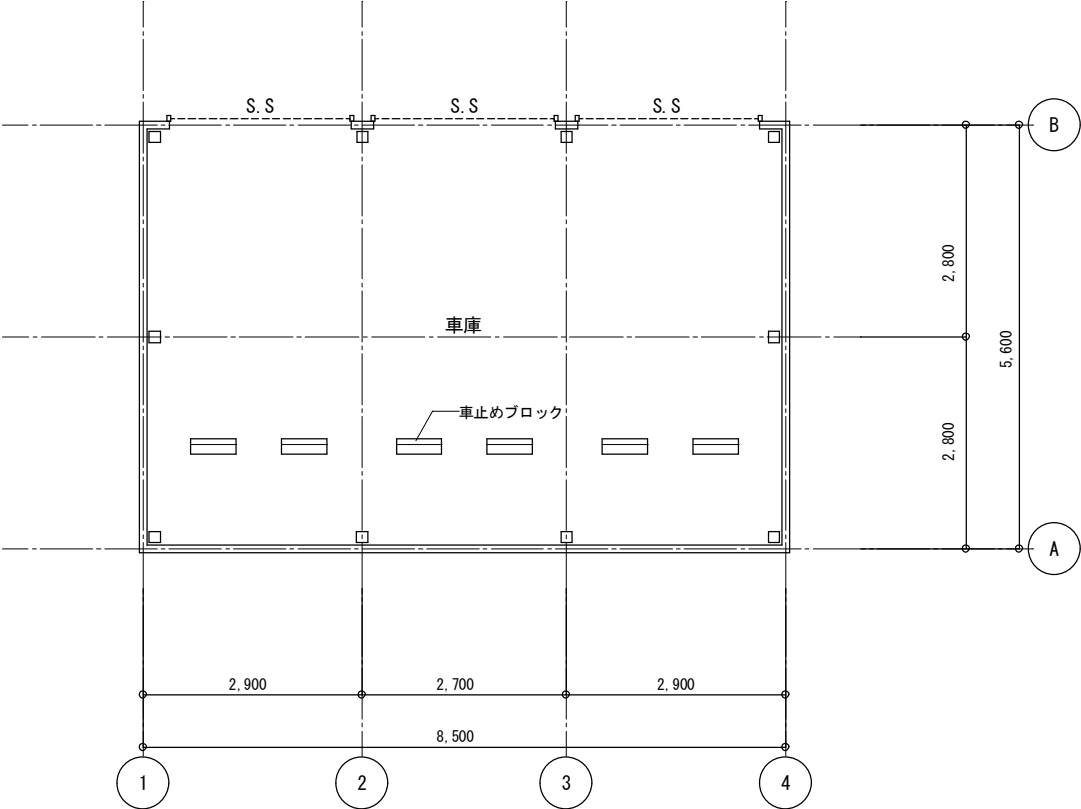
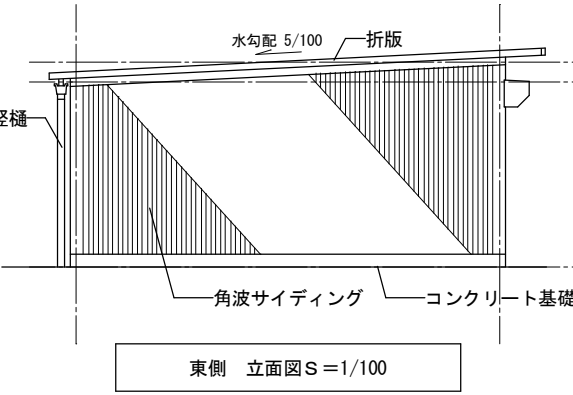
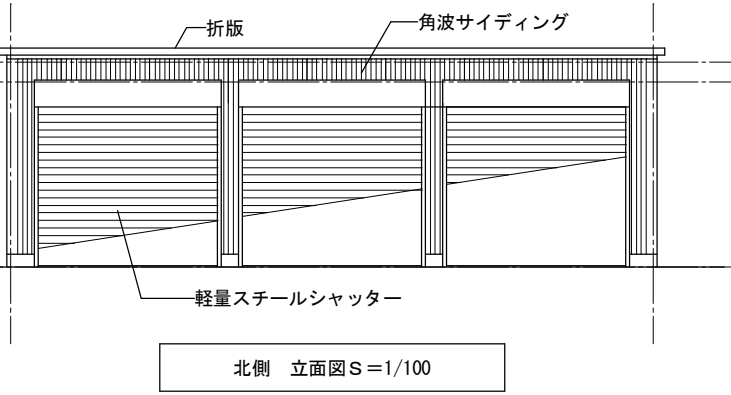
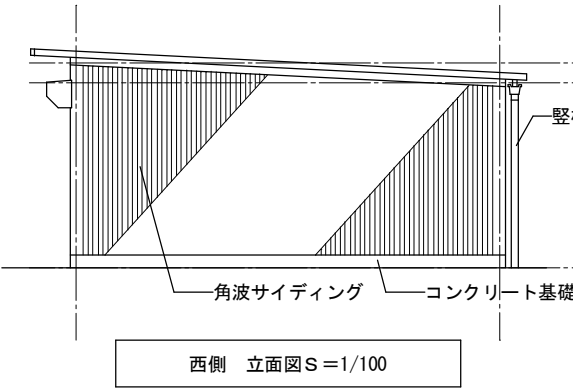
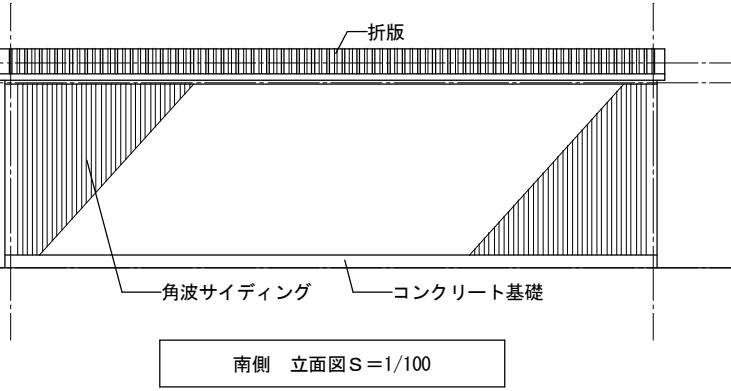
図番

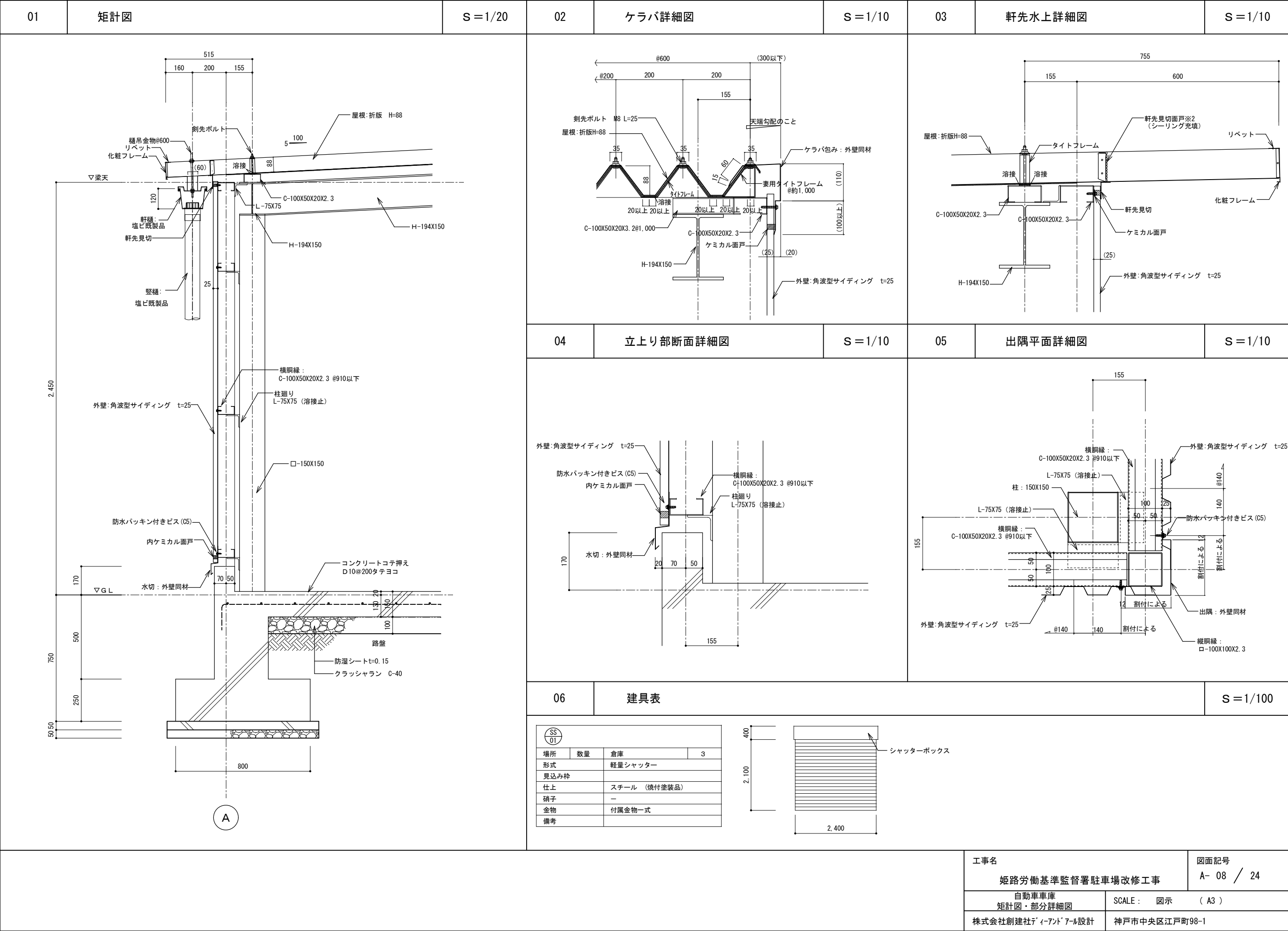
姫路労働基準監督署駐車場改修工事設計図

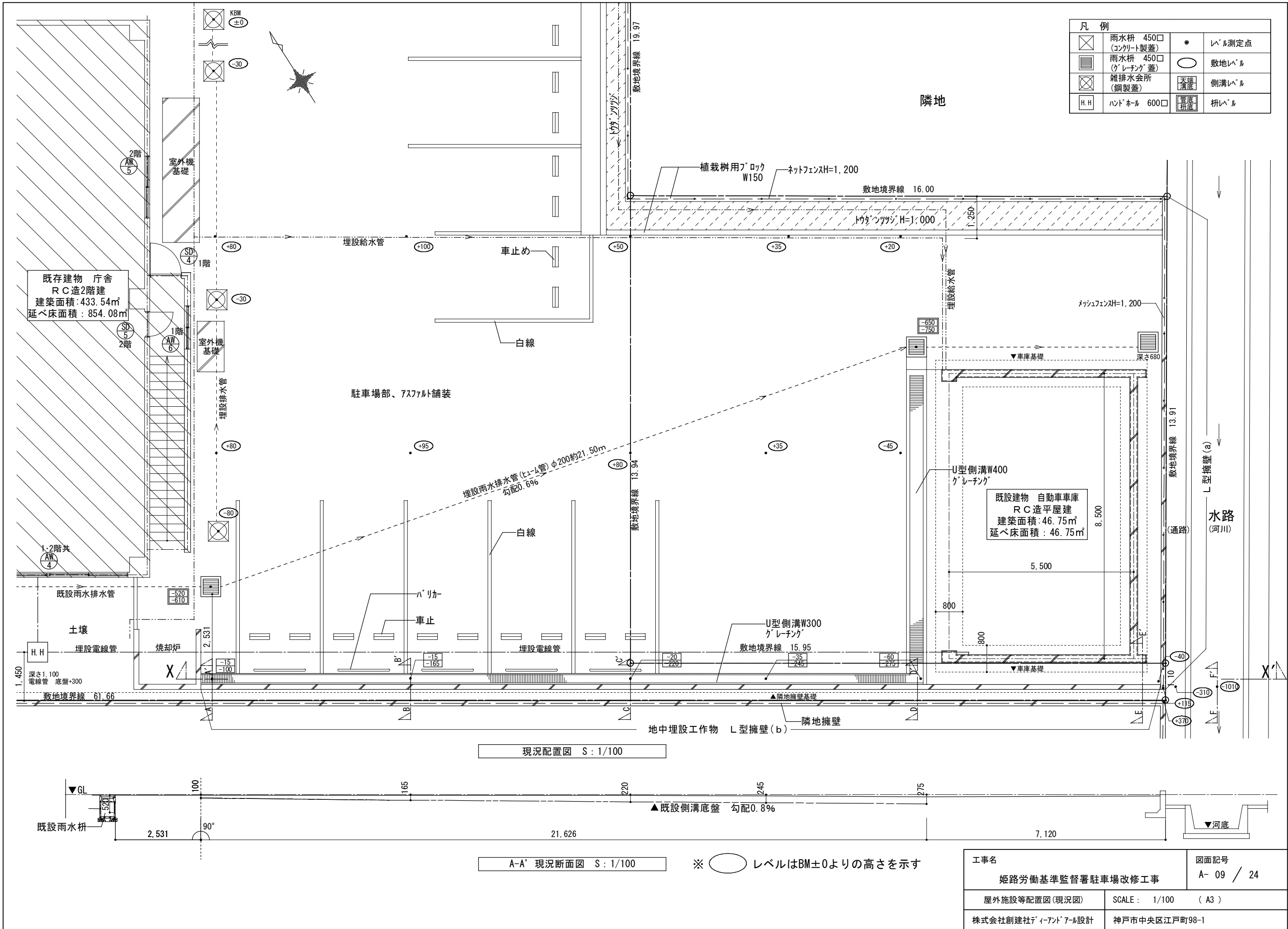
[illegible]

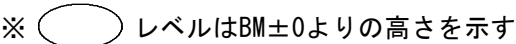
工事名 姫路労働基準監督署駐車場改修工事		図面記号 A- 00 / 24
表紙・図面リスト	SCALE : - (A3)	
株式会社創建社ディアンドール設計	神戸市中央区江戸町98-1	

概要		配置図 S=1/300	
敷地概要	工事名称	姫路労働基準監督署駐車場改修工事	
	工事場所	姫路市北条1-83	
	敷地面積	1847.24㎡	
	敷地用途	庁舎（附属駐車場）	
	防火地域	法22条区域	
	用途地域	第二種住居地域（一部、近隣商業地域）	
	埋蔵文化財	北条遺跡内	
工事概要	1)新築工事		
	①自動車車庫	建築面積 47.60㎡	延床面積 47.60㎡ 構造 鉄骨造平屋建て
	・ 建築工事 及び 電気設備工事		
	・ アスファルト舗装の撤去及び新設		
	2)屋外工事		
	①駐車場	・ 車止め撤去 ・ バリア撤去 ・ 駐車ライン消去	
	・ 植栽柵用ブロック、車止めの撤去及び新設		
	・ アスファルト舗装の撤去及び新設		
	②囲障工事	・ ネットフェンスの撤去及び新設	
	③植栽工事	・ 植栽撤去	
④溝きょ工事	・ U型側溝の撤去及び新設		
・ グレーチングの移設及び新設		・ 地中埋設工作物の撤去	
⑤給排水設備工事	・ 地中給水管の切断及び閉塞		
・ 地中雨水排水管の切断、閉塞、撤去及び新設		・ 雨水枡の新設	
⑥電気設備工事	・ 地中電線管の切断及び閉塞		
⑦その他	・ 水路擁壁の一時撤去及び復旧		
一般事項	・ 本工事に必要な官公庁その他の手続きは速やかに行うこと。		
	・ 安全対策については、現場の状況に応じ適切な方法を講じること。		
	・ 工事施工に使用した進入経路、資材置き場等の作業内は現況に復旧すること。		
	・ 本工事により破損を生じた箇所には在来に倣い補修すること。		
	・ 解体工事時は散水を行い、粉塵等が飛散しないよう注意して施工すること。		
	・ 雨水排水放流（最終部）に関しては、別途申請手続きを行うこと。		
	・ 本工事範囲は遺跡内につき、掘削の際は官公庁の指示に従うこと。		
附近見取図 S = 1/5000		配置図 S : 1/300	
		配置図 S : 1/300	
工事名		図面記号	
姫路労働基準監督署駐車場改修工事		A- 01 / 24	
工事概要・附近見取図・配置図		SCALE : 1/300・1/5000 (A3)	
株式会社創建社デザイン&アール設計		神戸市中央区江戸町98-1	

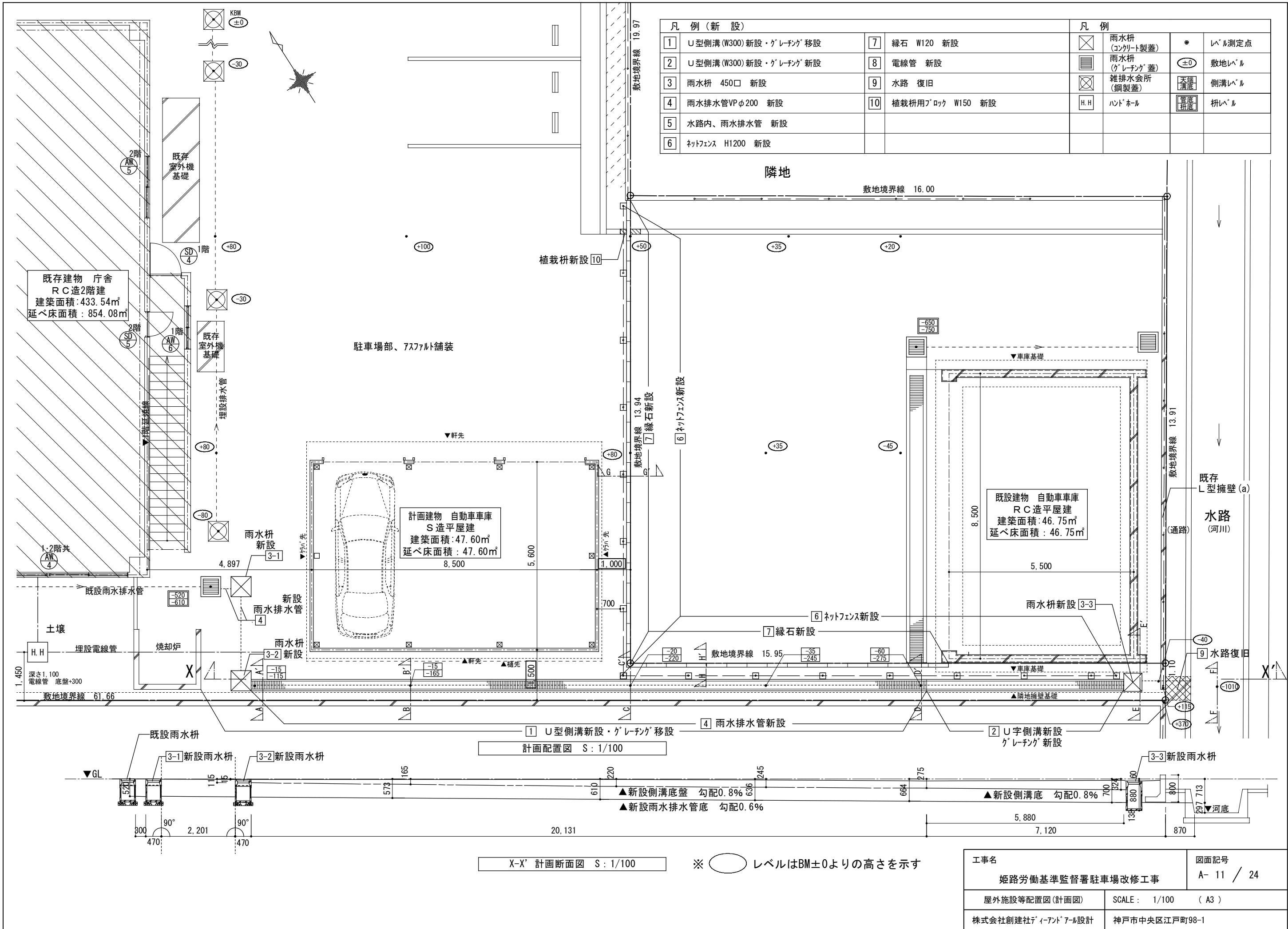
01	工事概要・仕上表		03	屋根伏図		S = 1/100		04	断面図		S = 1/100		
建築場所			姫路市北条町1丁目83-3										
建物用途			附属 駐車場										
建築場所			鉄骨造、平屋建て										
敷地面積			別紙による										
仕 上 表													
床		コンクリート コテ押え t=150											
内 壁		角波 サイディング 張り											
天 井		折 版 屋 根											
外 壁		角波 サイディング 張り											
屋 根		折 版 屋 根											
開口部		軽量スチールシャッター											
		※建物内に消火器設備(1本)を設けること											
02	平 面 図		S = 1/100		05				断面図		S = 1/100		
					   								
工事名												図面記号	
姫路労働基準監督署駐車場改修工事												A- 07 / 24	
自動車庫 平面図、立面図、断面図										SCALE : 1/100 (A3)			
株式会社創建社デザイン&オール設計										神戸市中央区江戸町98-1			

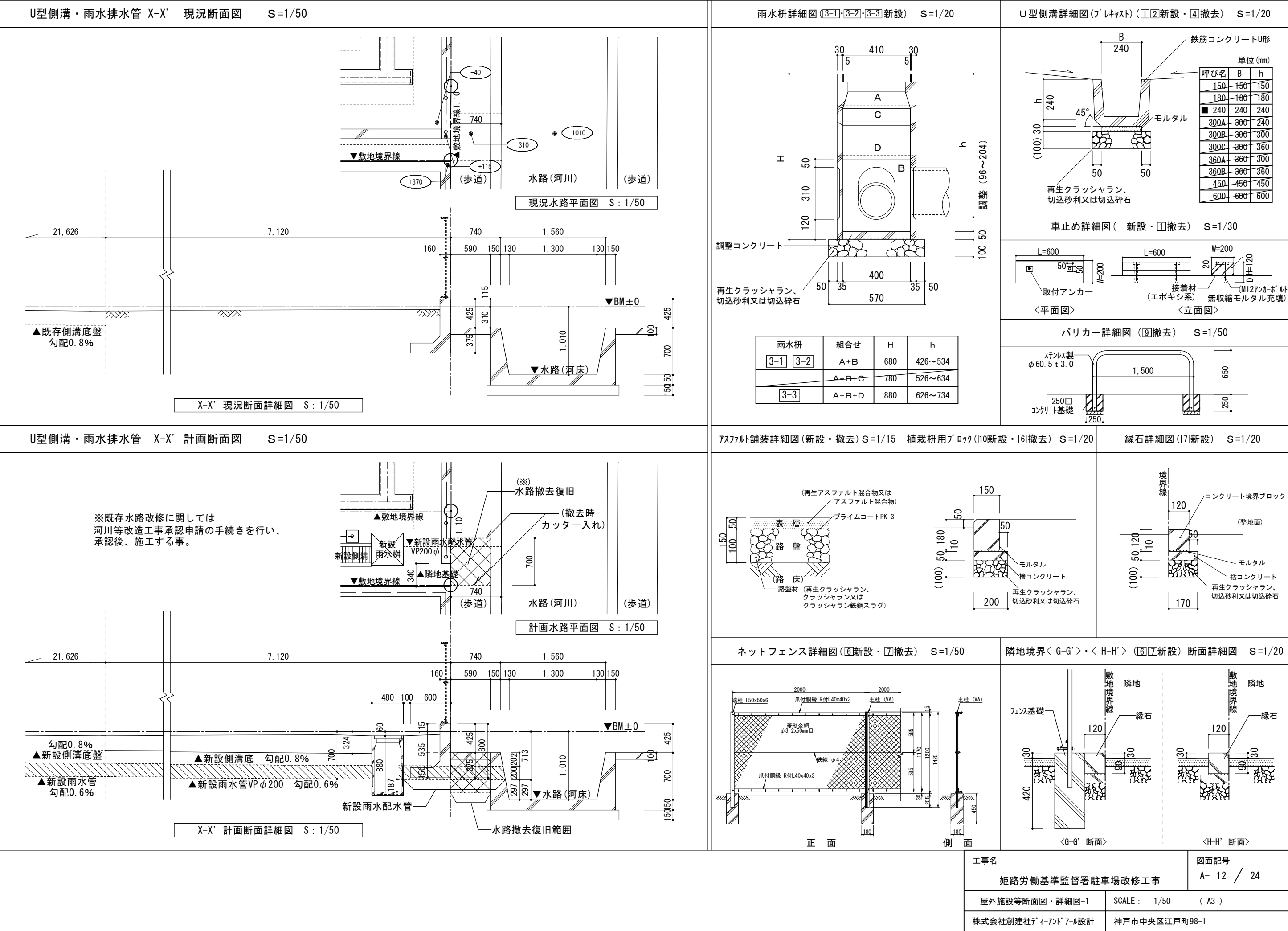




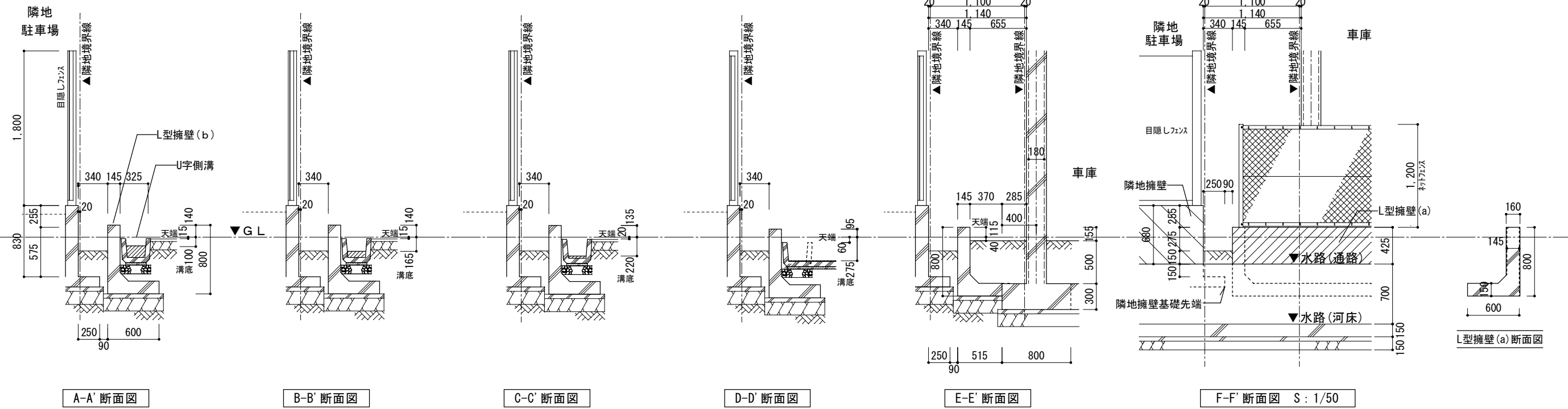


工事名 姫路労働基準監督署駐車場改修工事		図面記号 A- 10 / 24
屋外施設等配置図(撤去図)	SCALE : 1/100 (A3)	
株式会社創建社 デザイン・アーキテクチャ設計	神戸市中央区江戸町98-1	

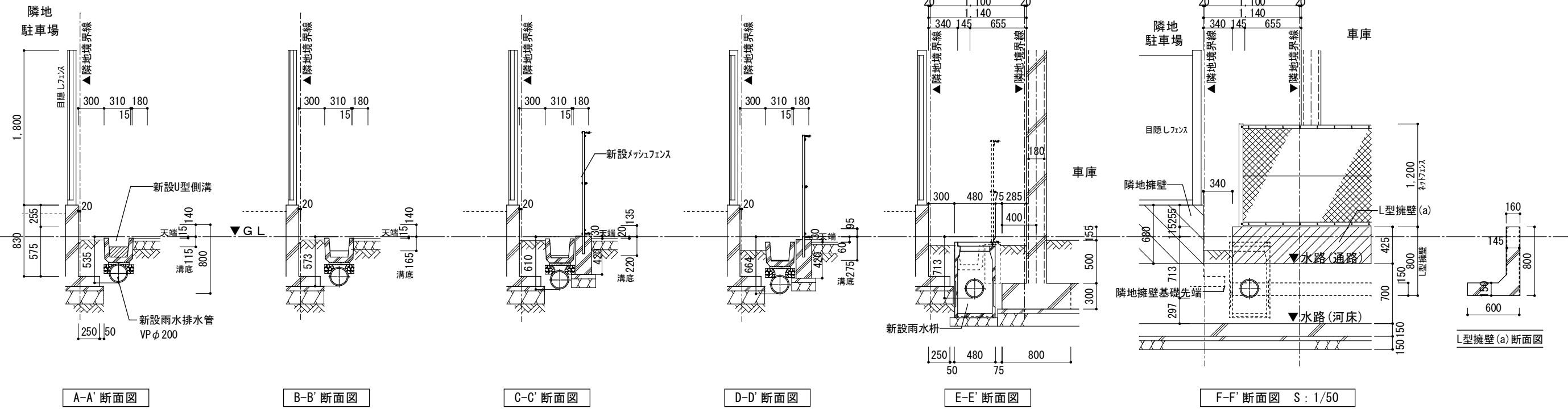




U字側溝・雨水排水管 現況断面図 S : 1/50



U字側溝・雨水排水管 計画断面図 S : 1/50



工事名 姫路労働基準監督署駐車場改修工事		図面記号 A- 13 / 24
屋外施設等断面図・詳細図-2	SCALE : 1/50	(A3)
株式会社創建社デザイン・アール設計	神戸市中央区江戸町98-1	

電氣設備工事特記仕様書	
工 事 名 称	姫路労働基準監督署駐車場改修工事

I. 工事概要

1. 工事場所 姫路市北条1-83
2. 工 期 補足説明書による
3. 図面枚数 全 2 枚 (電気設備工事)

4. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	備 考
自動車車庫	鉄骨造	1	

5. 工事種目・科目(●印を適用し各一式とする。なお、必要により科目をさらに中科目に分類する。)

建物名等 (種目) 設備概要 (科目)	自動車車庫			
○ 高圧引込設備				
○ 低圧配線設備				
○ 弱電配線設備				
○ 屋外照明設備				
○ 受変電設備	○			
○ 幹線設備	○			
○ 動力設備	○			
● 電灯・コンセント 設備	●			
○ 拡声設備	○			
○ 情報表示設備	○			
○ 通信設備	○			
○ 呼び出し設備	○			
○ テレビ 共同受信設備	○			
○ 自動火災報知設備	○			
○ 避雷針設備	○			
○	○			

6. 工事内容(下記の内容には、各種機器の取り付け、結線及び調整も含む。)

工 事 種 目	工 事 内 容
高圧引込設備	
低圧配線設備	
弱電配線設備	
屋外照明設備	
受変電設備	
幹線設備	
動力設備	
電灯・コンセント 設備	車庫新築に伴い車庫内の電灯コンセント 設備工事を行う。 車庫新築に伴う 電源工事を行う。 既設車庫の電灯コンセント 並びに電灯盤の撤去工事を行う。
拡声設備	
情報表示設備	
通信設備	
呼び出し 設備	
テレビ 共同受信設備	
自動火災報知設備	
避雷針設備	

- ## 2. 特記仕様

- (1) 本工事の作業時間や休日、工事施工上の留意事項及び遵守事項等については、本工事の補足説明書によるものとする。
- (2) 本仕様は、●印が付いたものを本工事に適用する。

- ### (3) 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
● 設計図書等の優先順位	すべての設計図書、配布書類等は相互に補充するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は以下のとおり。 (1) 質問回答書 (2) 補足説明書等 (3) 本特記仕様書 (4) 図 面 (5) 標準仕様書及び標準図 なお、設計図書に定められた内容と疑義が生じたり、現場の収まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じた場合は、監督員と協議すること。
● 機材	機材は大阪府住宅まちづくり部公共建築室電気設備工事機材製造者指定一覧表（最新版）による。同表にない機材は、標準仕様書による。 なお、図中のメーカー標準品とは当該指定製造者が製作する既製品をいう。
● 環境への配慮等	図中「グリーン購入法適合品」または「グ」と記載のあるものは、「国等」による環境物品等の調達推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）による特定調達物品とする。その仕様については、グリーン購入法に基づき策定される「大阪府グリーン調達方針」に定める基準を満たす環境物品等とする。
○ グリーン購入法適合品の確認	グリーン購入法適合品の確認ができる書類を監督員に提出すること。 ○ 照度センサー等 ○ 変圧器
● 主任技術者等	契約書に規定する主任技術者又は監理技術者は、その資格を証明する資料を監督員に提出して承諾を受けること。
● 電気保安技術者	当該建物の自家用電気工作物保安規程により電気主任技術者の指揮に従うとともに、電気保安技術者は電気工作物に関する工事施工中の保安業務を行うものとする。
● 工所用仮設物 置場	構内につくことが ● できる ○ できない
● 工事用電力・水等及び申請手続き等	本工事に必要な工事用電力・水等、官公署への繕手続き業務及び手数料などの費用はすべて請負者の負担とする。なお、工事用電力・水等の費用は工事完成後1月まで請負者に負担すること。
● 検査に要する費用	検査に要する費用は請負者の負担とする。また、必要な資機材・労務等を提供すること。
● 建設副産物の処理	建設副産物の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設副産物適正処理推進条例」その他関係法令を遵守して行うこと。 ● 特定有害産業廃棄物（蛍光管）
○ アスベスト成形板の処理	建築工事特種仕様書 第9章 アスベスト成形板処理工事（環境配慮改修工事）を適用するものとし、適切に施工を行うこと。
● 分別解体等	工事に伴い事故等が生ずる建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めること。
○ 残土処分	○ 構外搬出処分 ○ 構内指示場所に堆積 ○ 構内指示場所に敷きならし（構外処分の場合は、関係法令に従い適切に処分し報告書を監督員に提出のこと）
○ 再使用機器	取り外したうえ再使用する機器は、洗剤を使用するなど十分に清掃を行うこと。 監督員立会いの下で、取り外し前に動作確認を行うこと。 なお、照明器具等は、絶縁抵抗を測定するうえ取り付けること。
● 撤去跡の補修及び復旧	壁掛け機器、床置き機器、天井掛け機器撤去跡の取付ボルト孔および壁面、天井面の変色等の補修並びに床補修等を行う。 床・壁・天井等の撤去後の開口部について、補修の方法及び仕上げる仕様は、周囲と同等とする。 配管・配管支持材等の撤去後の補修も同様で、モルタルまたはシーリング材充填のうえ塗装仕上りとする。
○ PCB含有機器の取り扱い	本工事において撤去する機器については、事前にPCB含有の有無を全数調査のうえ、調査結果の証明資料を監督員に提出すること。 ○ 安定器（蛍光灯） また、変圧器及びコンデンサなど変電機器については、PCB含有の専門機関にて ○ 本工事に伴って分析（対象機器は図示による、報告書作成を含む） ○ 分析済み 分析の結果、PCBの含有が認められなかった場合は、関連法規に従い当該機器を撤去すること。 分析の結果、PCB含有が判明した場合、当該機器を ○ 現況場所に保管 ○ 構内の指定場所に移送 ○ 構外搬出のうえ指定場所へ移送 移送及び保管にあたっては、監督官庁が作成するマニュアル等に従うこととし、必要となる資機材等の費用は請負者の負担とする。
● 化学物質を放散する建築材料等	①ホルムアルデヒド対策 使用建材はJIS及びJASのF☆☆☆☆規格品もしくは建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品を使用すること。ただし、F☆☆☆☆規格品が発売されていない材料については監督職員と協議のうえ、使用材料の決定を行うこと。 ②その他の化学物質対策 使用建材は厚生労働省による室内濃度指針値が定められている化学物質が極力含まれない材料を使用すること。 ③施工に際しては、「学校環境衛生の基準」（文部科学省）を参照のうえ、施工を行うこと。
○ 室内空気中化学物質の濃度測定	「学校環境衛生の基準」に定める室内空気中化学物質濃度以下であることを、 （○ 本工事、○ 別途工事、○ 別途委託業務、○ 大阪府教育委員会）にて確認する。確認する化学物質は、○ ホルムアルデヒド、○ トルエン、○ キシレン、○ バジクロロベンゼン、○ スチレン、○ エチルベンゼン、○ （ ）。

● 工事写真

完成後、外部から見えない主要な部分及び各工事の施工段階の工事写真（カラー写真、サービスサイズ以上）を提出すること（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 改訂第3版 建築設備編」による）。ただし、デジタルカメラで撮影した場合は、サービスサイズ以上でアルバムに整理されたものを提出すること。

● 完成時の提出図書

種 別	形 式	部 数	備 考
完成図	二つ折製本	1	● A1 ○ A3 ※須紙面複写紙（白写真）
	CADデータ	2	● 要（CD-R） ○ 不要

CADデータの仕様は、建築・設備完成図電子納品要領による。
（オリジナル形式、DWF形式、SWF（P21）形式、PDF出力（AI））
完成図面の様式は、CADで作成したレーシングペーパーにプロットしたもの、または、設計原書をレーシングペーパーに焼付け修正したものとす。
完成図の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

種 別	製 本	部 数	備 考
● 機器仕様書・取説説明書	左折（A4）	1	最寄りのパイプ式ファイルに 目録・見出しを付けて綴ること。
● 各種試験成績書	左折（A4）	1	
○ 官公署届出書類	左折（A4）	1	

● 引渡し及び
管理責任

a. 完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。
なお、工事完成後引渡しまで、請負者において管理上の責任をもつこと。

b. 引渡し物品一式を、監督官の指示により所定の場所に整理し、調書を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は最終検取値を一覧表にして、監督官に提出すること。

c. 引渡し物品については、下記のとおりとする（●印について適用する）。

品 名	数 量
● 鍵（各種）	各種3 個
● 各種機器付用品及び予備品	1 式
○ ハンドホール開口用フッカー（2 個）	1 組
○	
○	
○	

● 塗装

材料は、前出の「化学物質を放散する建築材料等」の規定を準用する。
金属管・フルボックス及び支持材を露出設置する場合は、標準仕様書に則り塗装を行うこと。

● 電線管

合成樹脂製かとう管（以下「PF管」という）は単層タイプとする。
図中（19）～（75）の表示があるものは、ねじ無し電線管とする。

○ 呼び線

長さ1 m以上の入線しない管路には、屋内外は1.6 mm以上のビニル被覆鉄線を、屋外はEM-1 E2.0 mmを挿入する。

○ 特殊形コンセント

20 A以上、3 P・4 P及び特殊形のコンセントは、差込プラグ付とする。

● 盤塗装色

屋内受変電室・機械室・パイプシャフト内等に取り付ける制御盤・分電盤等の仕上塗装色は、● メーカー標準色 ○ 現場指定色 とすること。

● 図記号

特記なき図記号（文字記号等も含む）の凡例は、標準図による。

● 寸法

盤その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。

○ はつり

○ 既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターとし、電磁誘導等による鉄筋探索のうえ、鉄筋を切断しない箇所に行うこと。

○ 既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけ等、はつり工事を行う箇所については、放射線透過検査を事前に行うこと。
測定を行う箇所は、図示によるものとする。 ※測定壁厚 ○ 250 mm ○ 200 mm
なお、復旧はモルタル補修とする。

● 機器の動作確認

スピーカーや感知器等、動作状況が目視確認できないものにおいては、監督員立会いのもとで動作確認を行ったうえ、自主検査結果を书面報告すること。

● 盤内施工者銘板

新設盤内へ施工者銘板（元請者名、施工者名および竣工年月を表記）を設置すること。

● 漏電遮断器

新設分電盤および既設分電盤に設置する漏電遮断器は高調波対応型とする。

- Ⅱ. 工 事 仕 様(本工事に衛生工事、空調工事及び建築工事等を含む場合、その仕様書は当該図面による。)

- ① 標準仕様書等
- (1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官舎館監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築物改築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下、「改築標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準計画（電気設備工事編）」（以下、「標準図」という。）による。いずれも、平成25年版を適用する。
- (2) 本工程は経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」並びに社団法人日本電気協会発行「内線規程」のほか、関連法規に基づき施工することとする。

工事名 姫路労働基準監督署駐車場改修工事		図面記号 E-01 / 24
電気設備 特記仕様書 -1	SCALE : - (A3)	
株式会社創建社デザイン・アーキテクチャ設計	神戸市中央区江戸町98-1	

（４）他工事との取合い区分（取合い区分欄は、原則（※）印の区分とする。ただし、（●：黒丸塗）がある場合にはその区分とする。）

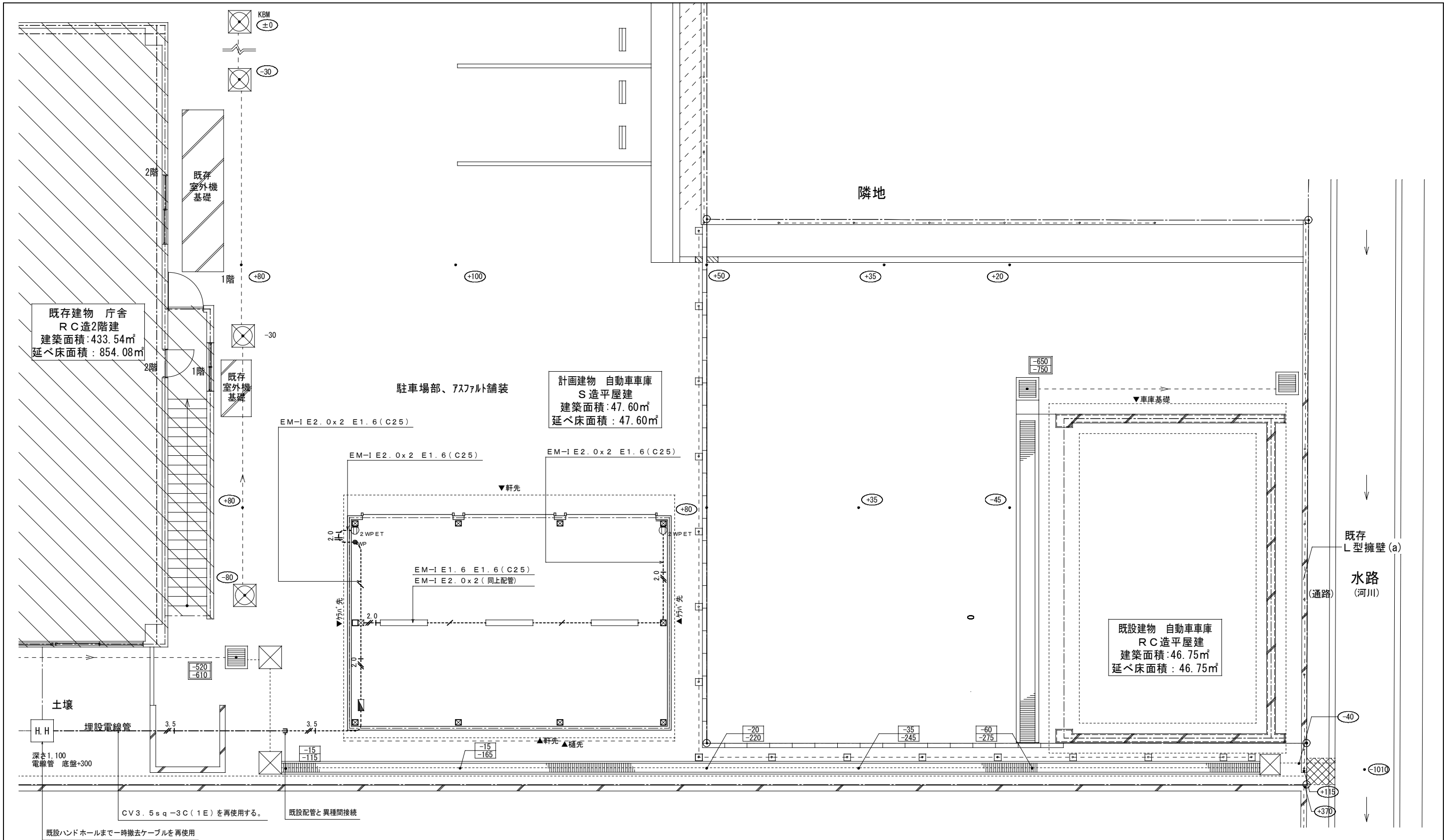
工 事 項 目	本工事	建 築	衛 生	空 調	備 考
電気室等の機器の基礎及びビット	○	※			
同上架台	※	○			
スリーブ入れ及びびびり埋め補修	※	○			
貫通部の補強	○	※			
機器付属操作盤（制御盤）一次側電気工事（接地共）	※		○	○	
同上操作盤（制御盤）二次側電気工事（動力盤との切分け等）	※		○	○	
同上操作盤（制御盤）からの故障警報用配管配線	※		○	○	
空調機等のリモコンスイッチの取付け・結線	○			※	SWは実物品
同上機器からSWまでの配管・ボックス	※			○	
機器からSWまでの操作配線	○		○	※	
セパレート型エアコンの室内～室外渡し操作配線	○			※	
マルチ型エアコンの室内間間の渡し配線、集中操作盤の取付け	○			※	
天井埋込換気扇の手元側の取付け及び配管配線（が）・結線	※			○	SWは実物品
壁付け（窓用含む）換気扇取付け	※			○	
自動制御盤一次側電源工事（一次側配管配線結線共）	※		○	○	
便器洗浄用感知装置への電源供給用配管配線	※		○		
水槽類の電極棒及び電極帯	※		○		
埋込型分電盤・端子盤・ブルボックスの仮付	※	○			
同上埋込部の補強	○	※			
照明器具・配管等の吊りボルト 用インサート	※	○			
軽量鉄骨壁のボックス取付の下地	○	※			
天井埋込器具等の取付箇所の天井ボード下地の切り込み・補強	○	※			

（５）電線の色別

強電	配線種別			色 別		
	電圧種別	配線方式	摘 要	接 地 側	電 圧 側	スイッチ側
	高 圧	三相3 線式			赤 白 青	
	低 圧	三相3 線式 単相3 線式 単相2 線式	200V 100V 電灯 100V コンセント 100V 電灯とセキ共	白 白 白 白 白	赤 青 赤 黒 赤 黒 赤 黒 青	黒 赤
設 備	直 流			負極 青	正極 赤	
	消火ポンプ（遠方操作）			白（共通線） 赤（起動線） 青（確認ランプ線） 黒（表示線）		
	リモコンスイッチ			白 赤		
	電燈棒			長い電極より黒 白 赤 緑 黄・青		
	誘導灯・非常照明（3 線式）			白	黄（充電側）	赤
	誘導灯・非常照明（2 線式）			白	赤	
	接地線			緑、緑／黄又は緑／色帯		
	〔備考〕電線を分岐する場合は分岐前の色別による。					

弱 電 設 備	配線種別	色 別
	電気時計	青・（ 黄 ）
	拡 声	黒（平常線）・赤（緊急線）・白
	自動火災報知	赤（表示線）・黒（電話線） 青（ベル線）・黄（確認ランプ線） 白（共通線）
	防火ダンパー	感知器赤（表示線）・（ 白 ） レリーズ青（表示線）・白（確認ランプ線）・（ 黒 ） 白（共通線）
	〔備考〕（ ）内の色は、マイナス側又は共通側を示す。	

工事名		図面記号	
姫路労働基準監督署駐車場改修工事		E-02 / 24	
電気設備 特記仕様書 -2	SCALE :	-	(A3)
株式会社創建社デザイン&リアル設計	神戸市中央区江戸町98-1		

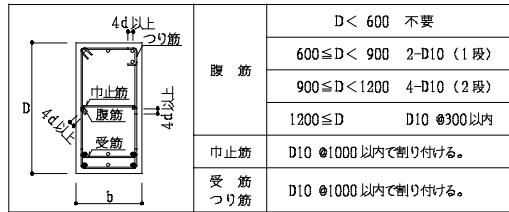


(特記事項)		
1. 図中特記なき記号は下記による。		
	CV3. 5° -3Cx2 E1.6	(FEP30)
	CV3. 5° -3Cx2 E1.6	(CP25)
	I V2. 0x2 E1.6	(CP25)
	I V2. 0x2+1.6x2 E1.6	(CP25)

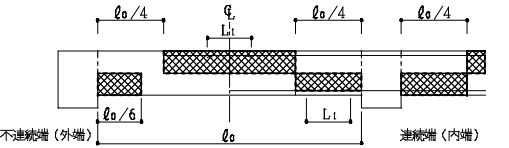
(特記事項)	
1. 図中特記なき記号は下記による。	
	防水スイッチ 1P15A
	防水コンセント 2P15A x 2ET 付
	P. BOX (塗装)
	電灯分電盤 ELEC2P50AF/30AT x 1 (銅板製)
	LED照明器具 32W x 1 相当 笠付

工事名		図面記号
姫路労働基準監督署駐車場改修工事		E- 03 / 24
電気設備図	SCALE : 1/100 (A3)	
株式会社創建社デザイン・アーキテクチャ設計	神戸市中央区江戸町98-1	

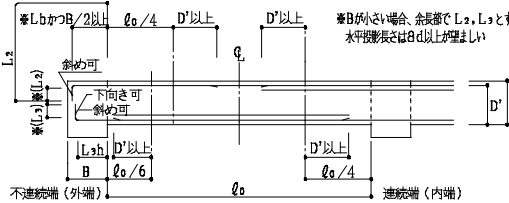
鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２） 2017年度版

4-4
補助筋4-5
小梁及び片持梁

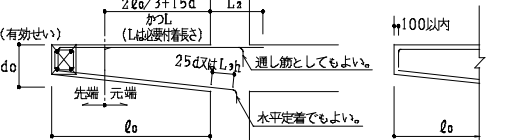
a) 小梁継手



不連続端（外端）
○ 印内に継手中心部を設けること。ただし溶接継手の場合は梁面より500以上はなすこと。

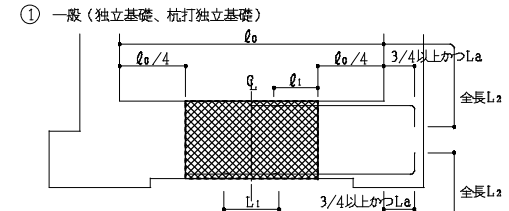


不連続端（外端）
○ 下端筋は水平定着でも可。上端筋には継手を設けてはならない。

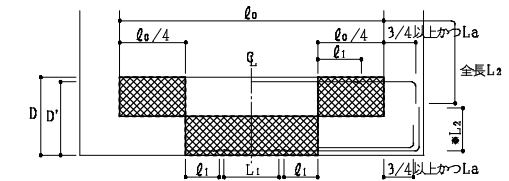


先端小梁のない場合
○ 地反力を受ける梁は構造特記仕様書5-4項および設計図に示す。余長は l_1 ($l_1 \geq \min(D', L_2)$) とする。余長 l_1 は構造計算によって確認すれば、それによってもよい。

① 一般（独立基礎、杭打独立基礎）

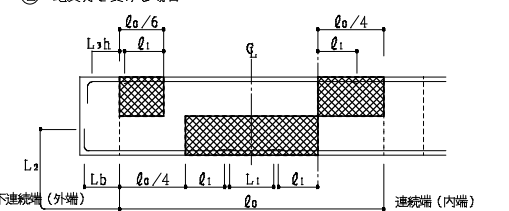


② 地反力（又は杭反力）を受ける場合



③ 上載荷重が大きい場合は②の主筋継手位置を上下逆にする。

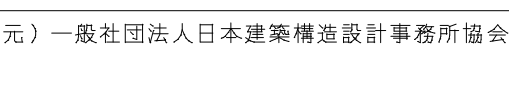
① 地反力を受けない場合は(4-5)による。
② 地反力を受ける場合



不連続端（外端）
○ 印内に継手中心部を設けることを原則とする。ただし溶接継手の場合は柱面（基礎小梁の場合は梁面）より500以上はなすこと。Lbとれない場合4-5a定着によってもよい。

4-6
基礎梁及び基礎小梁

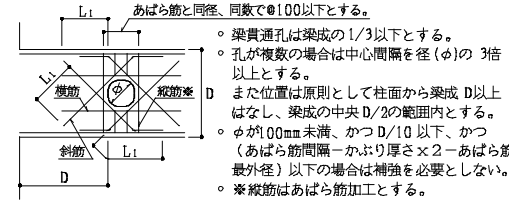
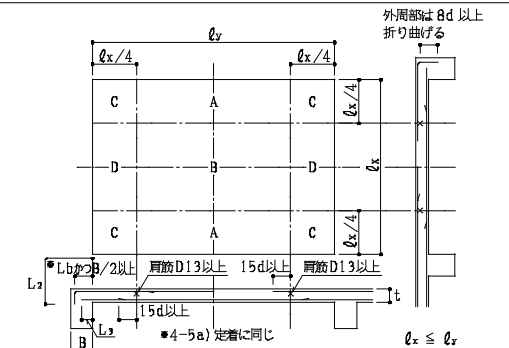
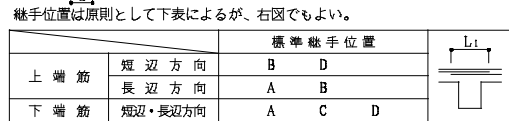
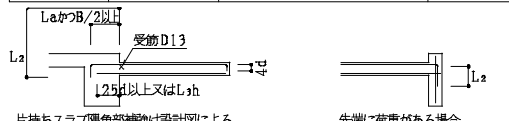
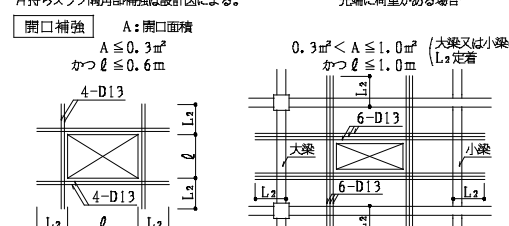
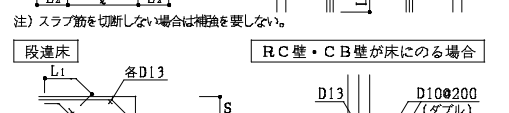
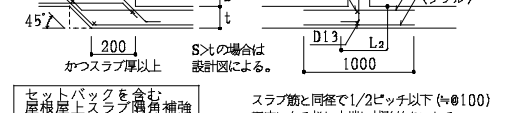
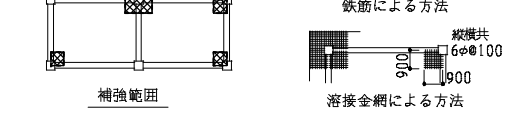
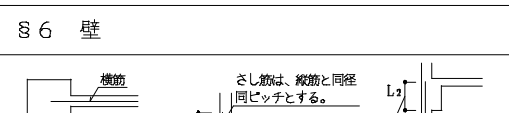
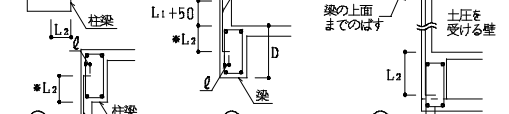
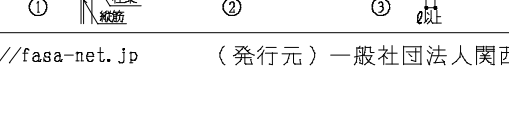
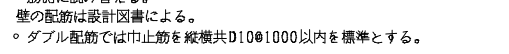
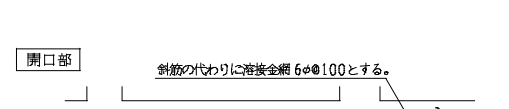
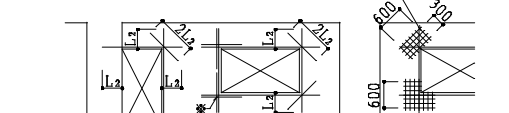
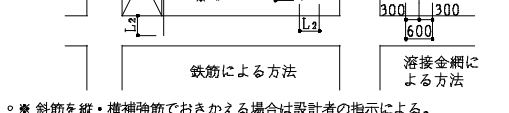
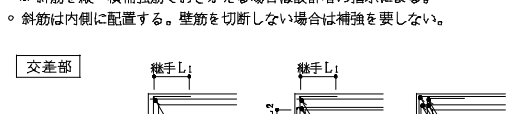
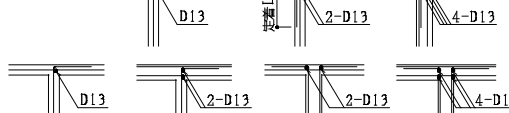
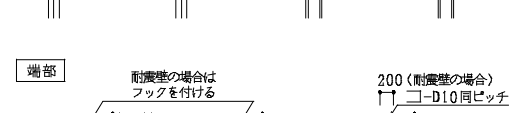
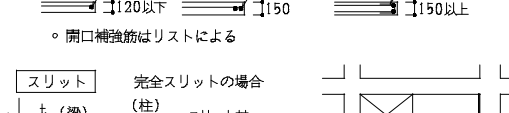
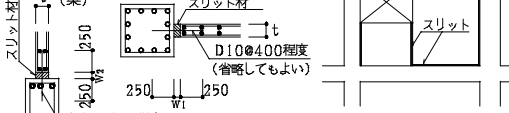
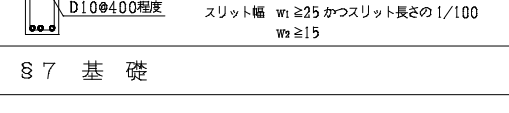
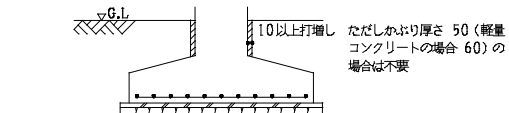
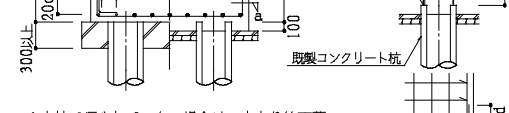
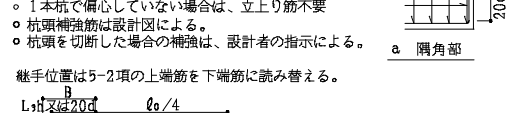
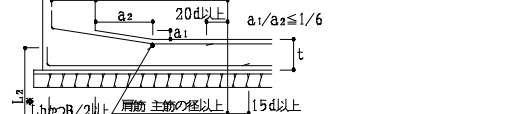
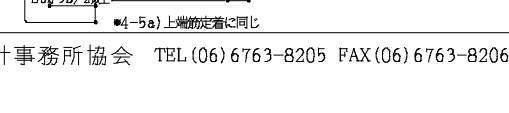
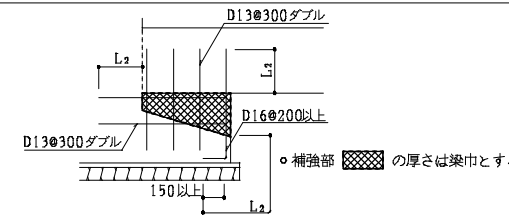
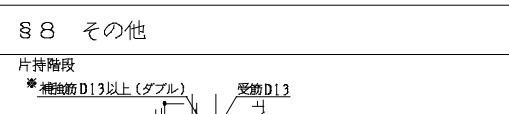
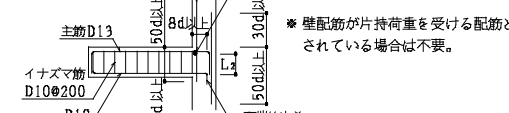
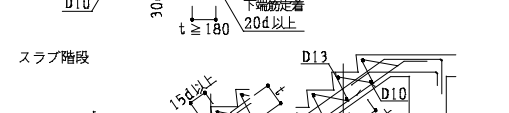
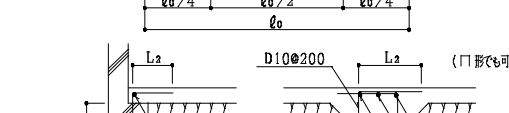
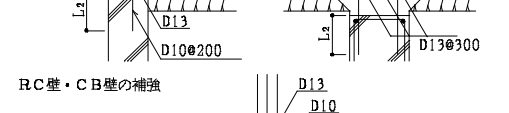
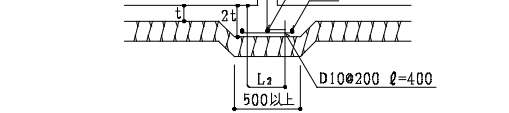
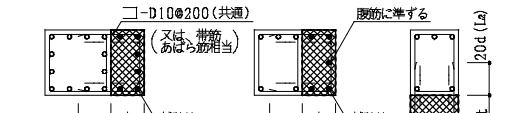
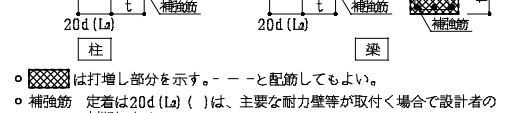
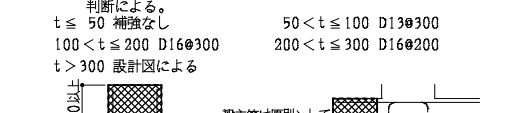
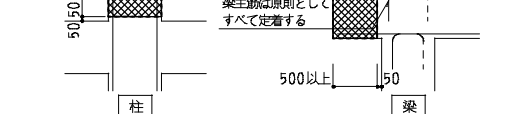
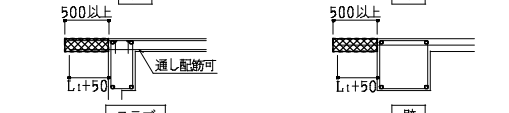
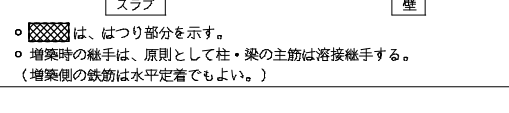
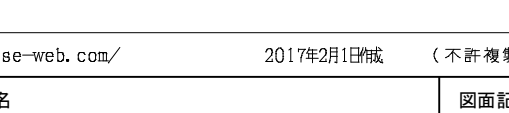
a) 基礎梁の継手及び定着

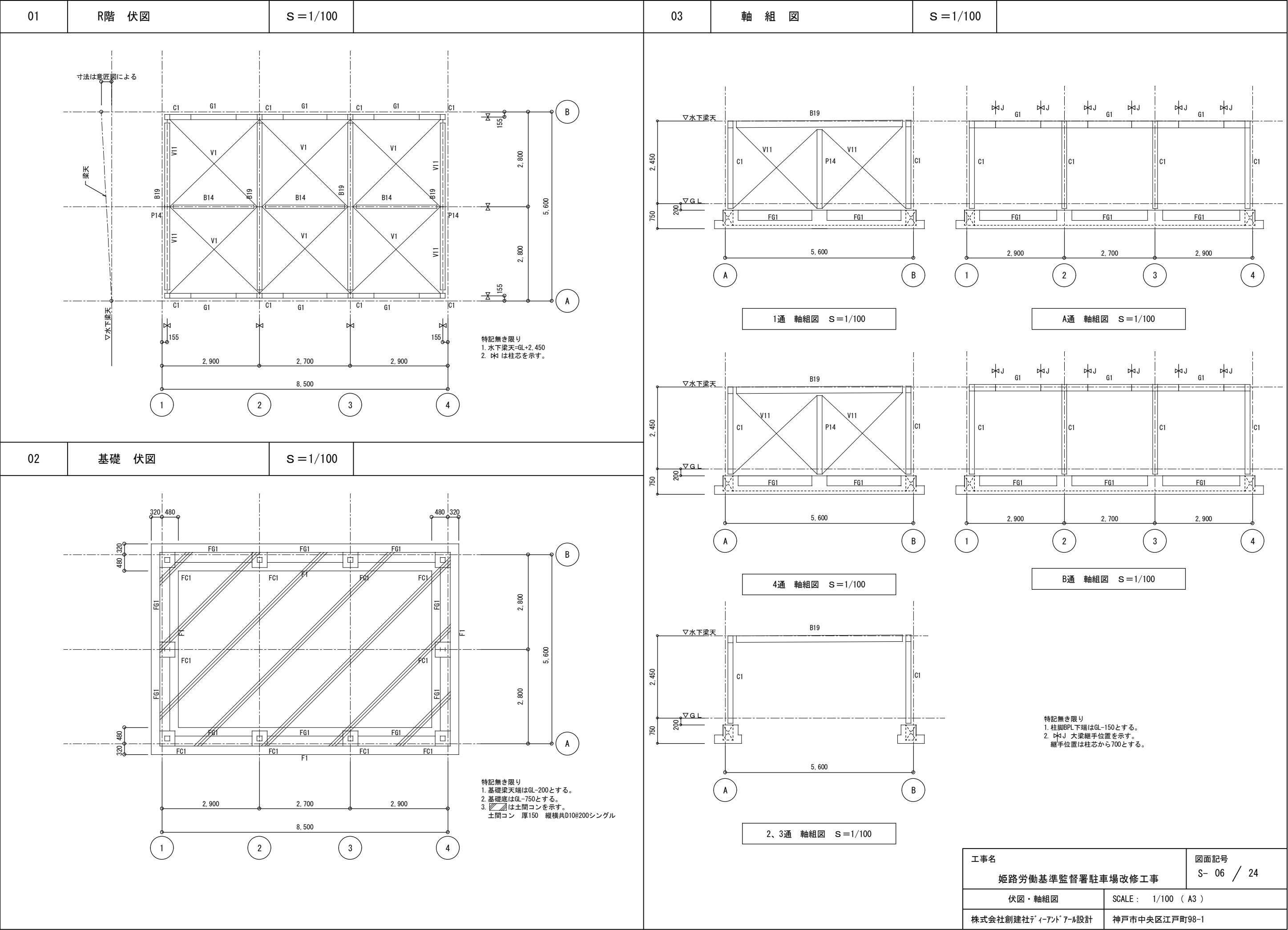


b) 基礎小梁の継手及び定着

4-7
梁の貫通補強

- 補強筋は原則として工場製品（認定品）を使用する。
- 認定品を使用しない場合は下図によるが、補強筋は設計者の指示による。

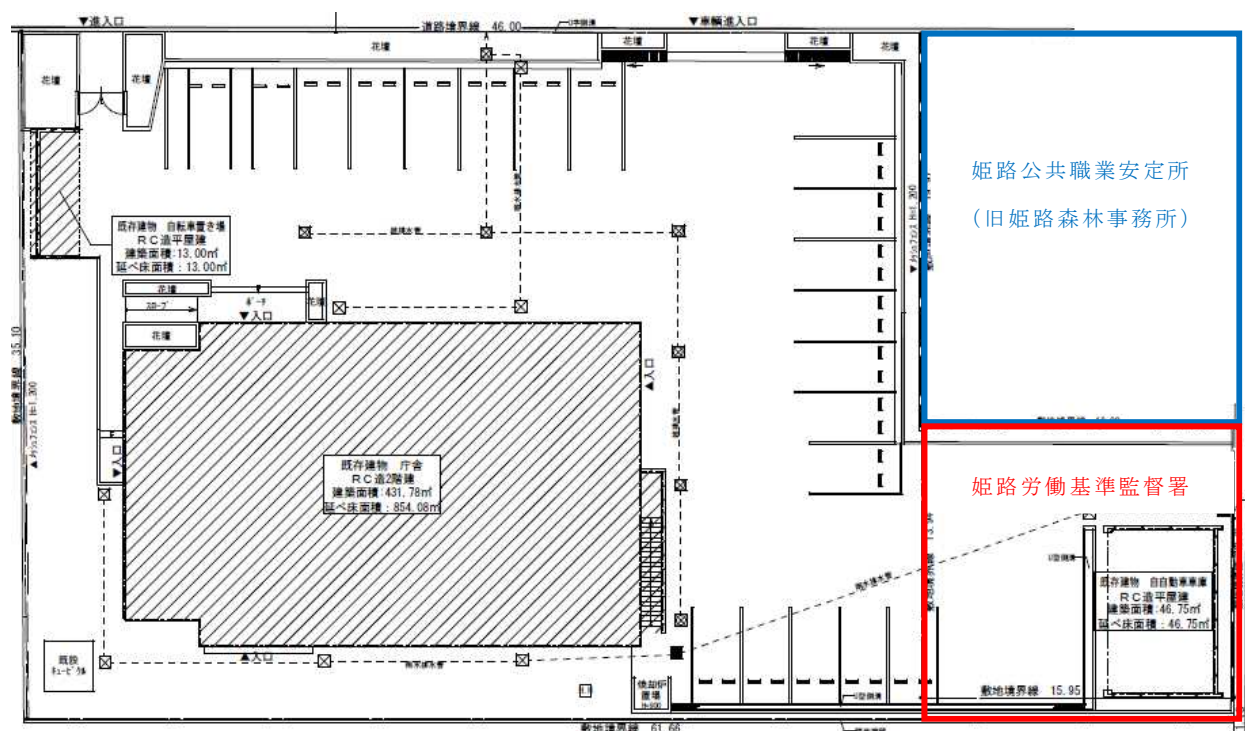
5-1
鉄筋の折り曲げ及び定着5-2
継手5-3
片持ちスラブ5-4
補強筋5-5
補強筋5-6
補強筋5-7
補強筋5-8
補強筋5-9
補強筋5-10
補強筋5-11
補強筋5-12
補強筋6-2
壁配筋6-3
補強筋6-4
補強筋6-5
補強筋6-6
補強筋6-7
補強筋6-8
補強筋6-9
補強筋6-10
補強筋6-11
補強筋6-12
補強筋6-13
補強筋6-14
補強筋6-15
補強筋6-16
補強筋6-17
補強筋6-18
補強筋7-4
基礎と基礎梁7-5
基礎と基礎梁7-6
基礎と基礎梁7-7
基礎と基礎梁7-8
基礎と基礎梁7-9
基礎と基礎梁7-10
基礎と基礎梁7-11
基礎と基礎梁7-12
基礎と基礎梁7-13
基礎と基礎梁7-14
基礎と基礎梁7-15
基礎と基礎梁7-16
基礎と基礎梁7-17
基礎と基礎梁7-18
基礎と基礎梁7-19
基礎と基礎梁7-20
基礎と基礎梁



計画図

青枠及び赤枠の区画が計画区画

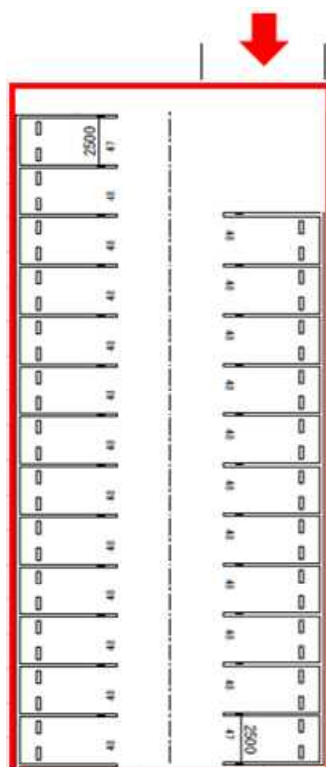
○姫路労働基準監督署



整備後（案）

既設建物（旧姫路森林事務所庁舎及び姫路労基署車庫）を撤去後、駐車場整備を行う。

朱色矢印は、駐車場の出入口（案）を示す。



登記年月日：平成28年3月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方方法務局姫路支局管轄)
令和4年9月14日
神戸地方方法務局

登記官

高木里佳



座 標 求 積 表

地 番 A83-3					
No.	標識	Xn	Yn	辺 長	点間No
504	コン杭	335.460	243.766	35.09	513
513	金属標	305.763	225.064	61.65	505
505	金属標	272.468	276.957	1.10	U3
U3	金属標	273.393	277.555	15.95	U4
U4	金属標	282.007	264.128	13.93	63
63	金属標	293.737	271.654	19.97	503
503	コン杭	310.546	282.438	46.00	504
				倍 面 積	3249.649001
				面 積	1624.8245005
				地 積	1624.82 m ²

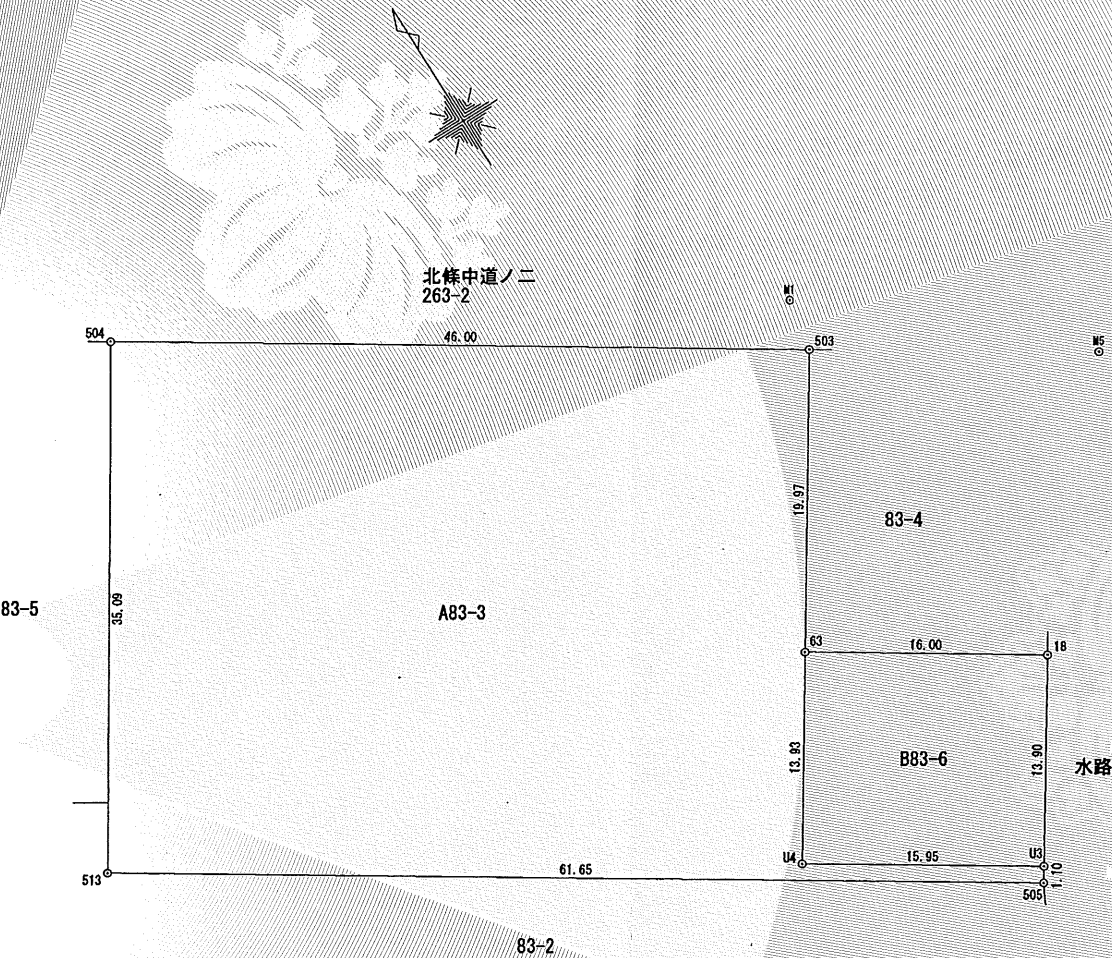
地 番 B83-6					
No.	標識	Xn	Yn	辺 長	点間No
63	金属標	293.737	271.654	13.93	U4
U4	金属標	282.007	264.128	15.95	U3
U3	金属標	273.393	277.555	13.90	18
18	金属標	285.072	285.105	16.00	63
				倍 面 積	444.842653
				面 積	222.4213265
				地 積	222.42 m ²

参照点表

点番	点名	X座標	Y座標		
基準点P1	10 M1	314.013	283.063	消火栓ポンチ	
基準点P2	11 M5	300.254	298.537	金属標	
点番	点名	X座標	Y座標	距離	角度
5	18	285.072	285.105	P1	175-57-51
				P2	221-30-01
6	63	293.737	271.654	P1	209-21-57
				P2	256-22-23
55	U4	282.007	264.128	P1	210-36-30
				P2	242-03-46
54	U3	273.393	277.555	P1	187-43-21
				P2	217-59-40

座 標 系	任意座標系
測 量 年 月 日	平成28年2月25日

地 番	83-3, 83-6	土 地 地 積 所 測 在 量 図
土地の所在	姫路市北条一丁目	



作 製 者	洲本市物部3丁目10番8号 土地家屋調査士 岸 本 八 太 郎	申 請 人	厚生労働省所管不動産登記嘱託職員 兵庫労働局長 中山明広	縮 尺	1 500
-------	------------------------------------	-------	---------------------------------	-----	----------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方法務局姫路支局管轄)
令和4年3月31日 神戸地方法務局龍野支局

登記官

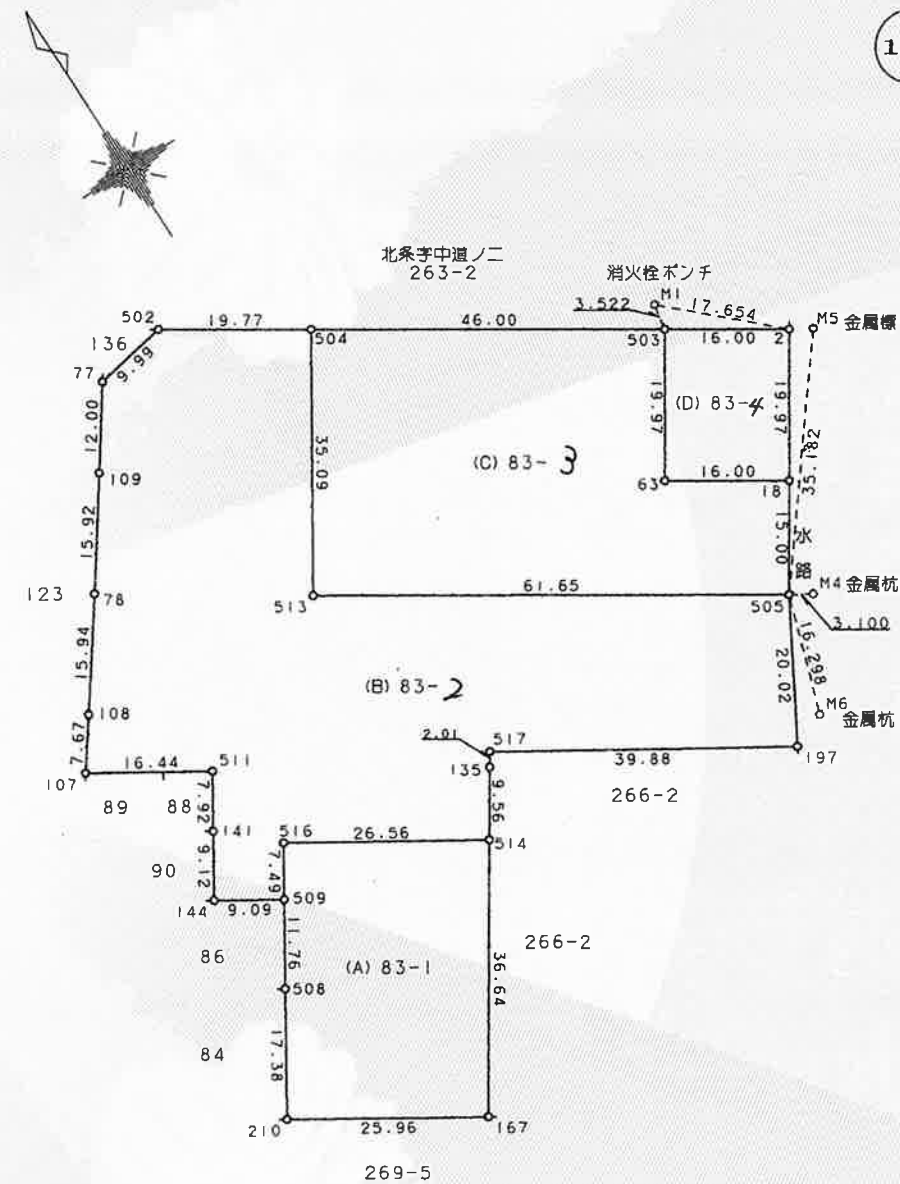
志摩浩一



地番	83-1~83-4
土地の所在	姫路市北条1丁目

地積測量図

1/2



引照点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
M1	314.013	283.063
M4	270.857	279.607
M5	300.254	298.537
M6	257.035	271.715

作製者	大阪市北区西天満4丁目 土地家屋調査士 郡元親男	申請人	近畿財務局神戸財務事務所長 山本修	縮尺	1/1000
-----	--------------------------	-----	-------------------	----	--------

224807

(大阪土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方財務局姫路支局管轄)
令和4年3月31日 神戸地方財務局龍野支局

登記官

志摩浩一



前 後・新

地番	83-1~83-4
土地の所在	姫路市北条1丁目

地積測量図

2/2

座標求積表

地番	(C) 83-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	境界標の種類
503	310.546	282.438	11784.160674	コンクリート杭
504	335.460	243.766	-1165.932778	コンクリート杭
513	305.763	225.064	-14177.231488	金属標
505	272.468	276.957	-5730.517287	
18	285.072	285.105	6063.898245	金属標
63	293.737	271.654	6920.113996	金属標
		倍面積	3694.491362	
		面積	1847.2456810	
		地積	1847.24 m ²	

地番	(D) 83-4A			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	境界標の種類
2	301.881	295.888	7537.450912	金属標
503	310.546	282.438	-2300.175072	コンクリート杭
63	293.737	271.654	-6920.113996	金属標
18	285.072	285.105	2321.895120	金属標
		倍面積	639.056964	
		面積	319.5284820	
		地積	319.52 m ²	

総計 6465.0759305

地番	(A) 83-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	境界標の種類
514	266.371	226.852	10171.589976	コンクリート杭
516	280.440	204.323	1575.943299	金属標
509	274.084	200.358	-3274.050078	コンクリート杭
508	264.099	194.130	-4801.029030	コンクリート杭
210	249.353	184.932	-5270.007204	コンクリート杭
167	235.602	206.955	3521.960190	石杭
		倍面積	1924.407153	
		面積	962.2035765	
		地積	962.20 m ²	

地番	(B) 83-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	境界標の種類
504	335.460	243.766	9850.096528	コンクリート杭
502	346.171	227.141	1993.843698	金属標
77	344.238	217.337	-2568.923340	金属標
109	334.351	210.537	-4831.403076	金属標
78	321.290	201.423	-5249.083380	金属標
108	308.291	192.196	-3694.968100	金属標
107	302.065	187.709	-2799.867444	金属標
511	293.375	201.670	-3107.734700	コンクリート杭
141	286.655	197.469	-2855.599209	金属標
144	278.914	192.647	-2421.765437	金属標
509	274.084	200.358	305.746308	コンクリート杭
516	280.440	204.323	-1575.943299	金属標
514	266.371	226.852	-1370.186080	コンクリート杭
135	274.400	232.052	2256.009544	コンクリート杭
517	276.093	233.142	-4504.536582	金属標
197	255.079	267.037	-968.009125	コンクリート杭
505	272.468	276.957	14037.288588	
513	305.763	225.064	14177.231488	金属標
		倍面積	6672.196382	
		面積	3336.0981910	
		地積	3336.09 m ²	

作製者	大阪市北区西天満4丁目1番22号 土地家屋調査士 郡 元 親 男	申請人	近畿財務局神戸財務事務所長 山本 修	縮尺	1/
(平成17年2月22日作製)		224308		(大阪土地家屋調査士会)	

建築設計業務委託契約書

令和4年度

兵庫労働局

建築設計業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 姫路労基署及び安定所駐車場整備工事設計業務
- 2 履行期間 令和 年 月 日から
令和 5年 3月 17日まで
- 3 業務委託料 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥
- 4 契約保証金 免除
- 5 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

上記の委託業務について、発注者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー14階

氏名 支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 安蒜 孝至

受注者 住所

氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、建築設計業務委託仕様書（別冊の図面、建築設計及び工事監理業務委託処理要領、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「設計仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は第15条に定める受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。
- 5 受託者は、この契約書若しくは設計仕様書に特別の定めがある場合又は第3項の指示若しくは発注者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受託者との間で用いる計量単位は、設計仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起または調停（第60条の規定に基づき、発注者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受託者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に設計仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受託者はこの契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 削除

(2) 削除

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受託者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受託者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

第7条 受託者は、成果物（第39条第1項の規定により準用される第32条に規定する指定部分に係る成果物及び第39条第2項の規定により準用される第32条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第10条まで及び第13条において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第8号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、この条から第10条において「著作権等」という。）のうち受託者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。

(著作者人格権の制限)

第8条 受託者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受託者の利用)

第9条 発注者は、受託者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第10条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第11条 受託者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第12条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第13条 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築物（以下「本件建築物等」という。）に係る意匠の実施を承諾するものとする。

2 受託者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡するものとする。

(監督員)

第14条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計仕様書に定めると

ころにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び設計仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第15条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第16条 発注者は、管理技術者又は受託者の使用人若しくは第11条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第17条 受託者は、設計仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第18条 発注者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計仕様書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了、設計仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第19条 受託者は、業務の内容が設計仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第20条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計仕様書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計仕様書の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等設計仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること
 - (5) 設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果

を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計仕様書等の変更）

第21条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第23条において「設計仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第23条 受託者は、設計仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計仕様書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第24条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第25条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、

履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

第26条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第27条 履行期間の変更については、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第25条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第28条 業務委託料の変更については、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受託者とが協議して定める。

(一般的損害)

第29条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ただし、受託者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更)

第31条 発注者は、第12条、第19条から第23条まで、第25条、第26条、第29条、第34条又は第44条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更することができる。この場合において、設計仕様書の変更内容は、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第33条 受託者は、前条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超え

た日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を越えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

6 発注者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受託者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受託者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 削除

(部分引渡し)

第39条 成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分にかかる業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分にかかる成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 削除

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条 削除

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 削除

(第三者による代理受領)

第43条 受託者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)

第44条 受託者は、発注者が第35条、第38条又は第39条第1項若しくは第2項において準用する第33条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者（受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその

役員又はその支店若しくは常時建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第50条 受託者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第51条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第21条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第22条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第53条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第39条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第54条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受託者は第47条、第48条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第39条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第39条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第47条、第48条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受託者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第47条又は第48条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第47条又は第48条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第48条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第55条の2 受託者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反した

ことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3） 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4） この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第56条 受託者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1） 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第57条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年、第39条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した

工事の完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の迫完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等を行うことができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第58条 受託者は、設計仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

- 第59条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受託者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第60条 この契約書の各条項において発注者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受託者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処

理に要する費用については、発注者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受託者とがそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第16条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約保証金等の還付）

第62条 発注者は、第32条第2項の検査に合格した場合又は第50条及び第51条の規定により契約を解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、遅滞なく返還しなければならない。この場合において、利息は付さないものとする。

（契約外の事項）

第63条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者とが協議して定める。

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

(設計業務の場合) 作成する設計図書の種類	
(工事監理業務の場合) 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	

設計（意図伝達）に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】：	
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】：	
(建築設備の設計（意図伝達）に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】：() 設備士 【登録番号】： () 建築士	
工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】：	
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】：	
(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】：() 設備士 【登録番号】： () 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)